

2024 年 4 月 30 日

墨田区議会議長

福田 はるみ 様

会 派 名 日本共産党墨田区議会議員団

代 表 者 名 としま 剛

墨田区議会政務活動費収支報告書

墨田区議会政務活動費の交付に関する条例第12条第2項又は第4項の規定により、
下記のとおり提出します。

記

1 収入 4,620,000 円

2 支出

項 目	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費	200,247	
会 議 費	4,700	
資 料 作 成 費	140,000	
資 料 購 入 費	187,039	
広 報 広 聴 費	1,104,582	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
事 務 費	2,401,289	
人 件 費		
合 計	4,037,857	

※その他使途が明らかとなる書類を添付すること。

預金利息の支出充当 △4 円

3 残余が生じた額 582,147 円



【 政務活動費実績報告書 I 】

氏名	日付	支出内容・支払内容	番号	費目	費目備考	支出額	按分率	請求額
1	R5.5.1(月)	公明新聞4月分 聖教新聞販売店	5	5資料購入費		1,887		1,887
2	R5.5.1(月)	しんぶん赤旗 4月分	5	5資料購入費		4,927		4,927
3	R5.5.8(月)	カー複合機リース料32回目 リコーリース	8	8事務費		10,230		10,230
4	R5.5.24(水)	事務所費 山下事務所家賃	8	8事務費	事務所費	100,000	50%	30,000
5	R5.5.25(木)	事務所費 としま事務所家賃	8	8事務費	事務所費	75,000	50%	30,000
6	R5.5.25(木)	事務所費 村本事務所家賃	8	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
7	R5.5.25(木)	としま剛 携帯電話料	8	8事務費	通信費	3,621	50%	30,700
8	R5.5.31(水)	コピー機チャージ料金 リコージャパン	8	8事務費		3,517		3,517
9	R5.5.31(水)	「月刊東京」「住民と自治」23/5/24/4月分、振込手数料 東京自治問題研究所	5	5資料購入費		16,110		16,110
10	R5.5.31(水)	日本教育新聞 23.4月～5月 ㈱日本教育新聞社	5	5資料購入費		5,500		5,500
11	R5.5.31(水)	自治と分権 91号-94号 大月書店	5	5資料購入費		4,510		4,510
12	R5.5.31(水)	公明新聞5月分 聖教新聞販売店	5	5資料購入費		1,887		1,887
13	R5.5.31(水)	しんぶん赤旗 5月分	5	5資料購入費		4,927		4,927
14	R5.5.31(水)	情報処理、政務活動費関係書類作成等 委託費	4	4資料作成費		70,000		70,000
15	R5.6.5(月)	カー複合機リース料33回目 リコーリース	8	8事務費		10,230		10,230
16	R5.6.6(火)	ホームページ改訂、みずほ振込手数料 (株)きかんし	6	6広報広聴費		38,720		38,720
17	R5.6.6(火)	コピー機チャージ料金 リコージャパン	8	8事務費		3,300		3,300
18	R5.6.16(金)	差込タップ×3、LANケーブル×1 ヨドバシカメラ	8	8事務費		10,630		10,630
19	R5.6.16(金)	アンテナ ヨドバシカメラ	8	8事務費		3,180		3,180
20	R5.6.18(日)	バスケット Nインボックス ハーフBK ニトリ	8	8事務費		599		599
21	R5.6.21(水)	通信契約利用料(2023/4～6月迄)振込手数料含 (株)ジェイコム	8	8事務費		21,214		21,214
22	R5.6.23(金)	事務所費 としま事務所家賃	8	8事務費	事務所費	75,000	50%	30,000
23	R5.6.23(金)	事務所費 村本事務所家賃	8	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
24	R5.6.26(月)	事務所費 山下事務所家賃	8	8事務費	事務所費	100,000	50%	30,000
25	R5.6.26(月)	村本ひろや携帯電話代 KDDI 通信費	8	8事務費	通信費	7,520	50%	3,760
26	R5.6.26(月)	としま剛 携帯電話料	8	8事務費	通信費	14,268	50%	3,555
27	R5.6.27(火)	情報処理、政務活動費関係書類作成等 委託費	4	4資料作成費		70,000		70,000
28	R5.7.4(火)	カー複合機リース料34回目 リコーリース	8	8事務費		10,230		10,230
29	R5.7.6(木)	コピー機チャージ料金 リコージャパン	8	8事務費		3,300		3,300
30	R5.7.6(木)	しんぶん赤旗 6月分	5	5資料購入費		4,927		4,927
31	R5.7.6(木)	公明新聞6月分 聖教新聞販売店	5	5資料購入費		1,887		1,887
32	R5.7.18(火)	新聞代6月分 ㈱都政新報社	5	5資料購入費		11,080		11,080
33	R5.7.21(金)	ホームページ料 振込手数料	6	6広報広聴費		16,720		16,720
34	R5.7.25(火)	村本ひろやau電話料金(携帯電話代金) 通信費	8	8事務費	通信費	7,517	50%	3,758
35	R5.7.25(火)	事務所費 山下事務所家賃	8	8事務費	事務所費	100,000	50%	30,000
36	R5.7.25(火)	事務所費 としま事務所家賃	8	8事務費	事務所費	75,000	50%	30,000
37	R5.7.25(火)	事務所費 村本事務所家賃	8	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
38	R5.7.25(火)	としま剛 携帯電話料	8	8事務費	通信費	14,294	50%	5,823
39	R5.7.28(金)	しんぶん赤旗 7月分	5	5資料購入費		4,927		4,927
40	R5.8.1(火)	原水爆禁止墨田協議会 内交通費、宿泊費、旅行保険代支払い	2	2研修費		103,100		135,600
41	R5.8.4(金)	カー複合機リース料35回目 リコーリース	8	8事務費		10,230		10,230
42	R5.8.16(水)	山下ひろみ携帯電話使用料	8	8事務費	通信費	82,680	50%	31,214
43	R5.8.18(金)	ホームページ料 振込手数料	6	6広報広聴費		16,720		16,720
44	R5.8.24(木)	事務所費 山下事務所家賃	8	8事務費	事務所費	100,000	50%	30,000
45	R5.8.25(金)	村本ひろや携帯電話代 KDDI 通信費	8	8事務費	通信費	8,024	50%	4,012
46	R5.8.25(金)	事務所費 村本事務所家賃	8	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
47	R5.8.25(金)	としま剛 携帯電話料	8	8事務費	通信費	13,954	50%	3,578
48	R5.8.29(火)	事務所費 としま事務所家賃	8	8事務費	事務所費	75,000	50%	30,000
49	R5.9.4(月)	カー複合機リース料36回目 リコーリース	8	8事務費		10,230		10,230

【 政務活動費実績報告書 I 】

氏名	日付	支出内容・支払内容	番号	費目	費目備考	支出額	按分率	請求額
50	R5.9.6(水)	ホームページ料 振込手数料	6	6広報広聴費		16,720		16,720
51	R5.9.6(水)	コピー機チャージ料金 リコージャパン 3300円×2か月分	8	8事務費		6,600		6,600
52	R5.9.19(火)	公明新聞7月、8月分 聖教新聞販売店	5	5資料購入費		3,774		3,774
53	R5.9.25(月)	村本ひろやau電話料金(携帯電話代金) 通信費	8	8事務費	通信費	7,672	50%	3,836
54	R5.9.25(月)	事務所費 としま事務所家賃	8	8事務費	事務所費	75,000	50%	30,000
55	R5.9.25(月)	事務所費 村本事務所家賃	8	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
56	R5.9.25(月)	としま剛 携帯電話料	8	8事務費	通信費	9,806	50%	3,579
57	R5.9.26(火)	事務所費 山下事務所家賃	8	8事務費	事務所費	100,000	50%	30,000
58	R5.9.29(金)	しんぶん赤旗 8月分	5	5資料購入費		4,927		4,927
59	R5.9.29(金)	通信契約利用料(2023/7/9月迄)振込手数料含 (株)ジェイコム	8	8事務費		20,664		20,664
60	R5.10.3(火)	しんぶん赤旗 9月分	5	5資料購入費		4,927		4,927
61	R5.10.3(火)	ホームページ更新費 振込手数料	6	6広報広聴費		257,290		257,290
62	R5.10.4(水)	カー複合気リース料37回目 リコーリース	8	8事務費		10,230		10,230
63	R5.10.10(火)	コピー機チャージ料金 リコージャパン(株)	8	8事務費		4,840		4,840
64	R5.10.11(水)	ホームページ料 振込手数料	6	6広報広聴費		16,720		16,720
65	R5.10.16(月)	山下ひろみ携帯電話使用料 通信費	8	8事務費	通信費	33,298	50%	11,582
66	R5.10.20(金)	議員団ニュース 日本共産党東京都墨田地区委員会	6	6広報広聴費		37,600		37,600
67	R5.10.25(水)	事務所費 村本事務所家賃	8	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
68	R5.10.25(水)	村本ひろやau電話料金(携帯電話代金) 通信費	8	8事務費	事務所費	7,540	50%	3,770
69	R5.10.25(水)	としま剛 携帯電話料	8	8事務費	通信費	10,825	50%	3,538
70	R5.10.26(木)	事務所費 山下事務所家賃	8	8事務費	事務所費	100,000	50%	30,000
71	R5.10.27(金)	事務所費 戸嶋事務所家賃	8	8事務費	事務所費	75,000	50%	30,000
72	R5.10.27(金)	コピー用紙料金 振込手数料	8	8事務費		10,890		10,890
73	R5.10.31(火)	しんぶん赤旗 10月分	5	5資料購入費		4,927		4,927
74	R5.11.6(月)	カー複合気リース料38回目分 リコーリース(株)	8	8事務費		10,230		10,230
75	R5.11.7(火)	公明新聞代9月、10月分	5	5資料購入費		3,774		3,774
76	R5.11.7(火)	コピー機チャージ料金 リコーリース(株)	8	8事務費		10,387		10,387
77	R5.11.10(金)	ホームページ料+振込手数料	6	6広報広聴費		16,720		16,720
78	R5.11.23(木)	事務所費 山下事務所家賃	8	8事務費	事務所費	100,000	50%	30,000
79	R5.11.24(金)	としま剛事務所 家賃	8	8事務費	事務所費	75,000	50%	30,000
80	R5.11.24(金)	事務所費 村本事務所家賃	8	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
81	R5.11.27(月)	村本ひろやau電話料金(携帯電話代金) 通信費	8	8事務費	通信費	7,520	50%	3,760
82	R5.12.4(月)	カー複合機リース料39回目分 リコーリース	8	8事務費		10,230		10,230
83	R5.12.6(水)	しんぶん赤旗11月分	5	5資料購入費		4,927		4,927
84	R5.12.6(水)	コピー機チャージ料金 リコージャパン(株)	8	8事務費		3,395		3,395
85	R5.12.8(金)	商工新聞500 月刊民商300 2023年4月～2024年3月まで	5	5資料購入費		9,600		9,600
86	R5.12.11(月)	ホームページ料+振込手数料	6	6広報広聴費		16,720		16,720
87	R5.12.12(火)	「保育情報」誌代 700円×12か月(2024年1月～2024年12月) 振込手数料	5	5資料購入費		8,510		8,510
88	R5.12.18(月)	山下ひろみ携帯電話使用料 通信費10月分、11月分	8	8事務費	通信費	35,846	50%	13,319
89	R5.12.19(火)	株式会社ニューウェーブ 熊本視察代(1泊2日)	2	2研修費		64,647		64,647
90	R5.12.19(火)	しんぶん赤旗 12月分	5	5資料購入費		5,427		5,427
91	R5.12.21(木)	事務所費 山下事務所家賃	8	8事務費	事務所費	100,000	50%	30,000
92	R5.12.25(月)	村本ひろやau電話料金(携帯電話代金) 通信費	8	8事務費	通信費	7,517	50%	3,758
93	R5.12.25(月)	事務所費 村本事務所家賃	8	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
94	R5.12.25(月)	事務所費 としま剛事務所家賃	8	8事務費	事務所費	75,000	50%	30,000
95	R5.12.26(火)	マイクロソフト オフィスHOME&BUSINESS 事務・資料作成用ソフトの購入	8	8事務費		43,980		43,980
96	R5.12.28(木)	公明新聞代11月・12月分	5	5資料購入費		3,774		3,774
97	R5.12.29(金)	議員団ニュース 日本共産党東京都墨田地区委員会	6	6広報広聴費		37,600		37,600
98	R6.1.4(木)	カー複合機リース料40回目分 リコーリース(株)	8	8事務費		10,230		10,230

【 政務活動費実績報告書 I 】

	氏名	日付	支出内容・支払内容	番号	費目	費目備考	支出額	按分率	請求額
99		R6.1.10(水)	通信契約利用料(2023年/10月～12月迄)+振込手数料 (株)ジェイコム	8	8事務費		20,664		20,664
100		R6.1.16(火)	山下ひろみ携帯電話使用料 通信費	8	8事務費	通信費	20,930	50%	8,163
101		R6.1.16(火)	書籍「地方自治のしくみと法」12冊 書籍購入	5	5資料購入費		5,388		5,388
102		R6.1.19(金)	革新都政の会 機関紙代 2024年1月～12月分+振込手数料	5	5資料購入費		1,770		1,770
103		R6.1.19(金)	コピー機チャージ料金 リコージャパン(株)	8	8事務費		4,555		4,555
104		R6.1.19(金)	ホームページ料+振込手数料	6	6広報広聴費		16,720		16,720
105		R6.1.19(金)	都政新報社 2024年2月～2025年1月 振込手数料	5	5資料購入費		21,220		21,220
106		R6.1.24(水)	地方自治のしくみと法(現代自治選書) 大安商店 書籍購入	5	5資料購入費		2,160		2,160
107		R6.1.25(木)	村本ひろやau電話料金(携帯電話代金) 通信費	8	8事務費	通信費	7,550	50%	3,775
108		R6.1.25(木)	山下事務所家賃 事務所費	8	8事務費	事務所費	100,000	50%	30,000
109		R6.1.25(木)	村本事務所家賃 事務所費	8	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
110		R6.1.30(火)	しんぶん赤旗 1月分	5	5資料購入費		5,427		5,427
111		R6.1.30(火)	としま事務所賃料	8	8事務費	事務所費	75,000	50%	30,000
112		R6.1.30(火)	すみだリバーサイドホール使用料 区政懇談会	3	3会議費		4,700		4,700
113		R6.2.5(月)	カラー複合機リース料41回目分 リコーリース(株)	8	8事務費		10,230		10,230
114		R6.2.6(火)	タブレット用キーボード、タブレット、パソコン、パソコンケース、マウス	8	8事務費		418,210		418,210
115		R6.2.6(火)	コピー機チャージ料金 リコージャパン(株)	8	8事務費		3,300		3,300
116		R6.2.8(木)	ホームページ料+振込手数料	6	6広報広聴費		16,720		16,720
117		R6.2.10(土)	議員団ニュース 日本共産党東京都墨田地区委員会	6	6広報広聴費		37,600		37,600
118		R6.2.16(金)	山下携帯電話使用料 通信費	8	8事務費	通信費	25,016	50%	10,206
119		R6.2.22(木)	月刊「ゆたかなくらし」年間購読料 2024/4月号～2025/3月号 振込手数料	5	5資料購入費		11,770		11,770
120		R6.2.22(木)	山下事務所家賃 事務所費	8	8事務費	事務所費	100,000	50%	30,000
121		R6.2.23(金)	村本事務所家賃 事務所費	8	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
122		R6.2.26(月)	村本ひろやau電話料金(携帯電話代金) 通信費	8	8事務費	通信費	7,517	50%	3,758
123		R6.2.27(火)	としま事務所賃料	8	8事務費	事務所費	75,000	50%	30,000
124		R6.2.28(水)	しんぶん赤旗 2月分	5	5資料購入費		5,427		5,427
125		R6.3.18(月)	山下携帯電話使用料 通信費	8	8事務費	通信費	23,077	50%	9,237
126		R6.3.3(日)	としま副携帯電話使用料	8	8事務費	通信費	24,274	50%	14,636
127		R6.3.4(月)	「NO消費税」2024/4月～2025/3月分まで+振込手数料	5	5資料購入費		2,270		2,270
128		R6.3.4(月)	カラー複合機リース料42回目分 リコーリース(株)	8	8事務費		10,230		10,230
129		R6.3.4(月)	公明新聞 2024/1月分・2月分(1887円×2)	5	5資料購入費		3,774		3,774
130		R6.3.8(金)	コピー機チャージ料金 リコージャパン(株)	8	8事務費		24,889		24,889
131		R6.3.12(火)	「中小商工業研究」誌4冊分の代金	5	5資料購入費		5,270		5,270
132		R6.3.25(月)	村本事務所家賃 事務所費	8	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
133		R6.3.25(月)	としま事務所賃料	8	8事務費	事務所費	75,000	50%	30,000
134		R6.3.28(木)	山下事務所家賃 事務所費	8	8事務費	事務所費	100,000	50%	30,000
135		R6.3.28(木)	印刷用紙 2024/03/14・2024/03/27、二回分+振込手数料	8	8事務費		29,975		29,975
136		R6.3.28(木)	ホームページ料+振込手数料	6	6広報広聴費		16,720		16,720
137		R6.3.29(金)	しんぶん赤旗 3月分	5	5資料購入費		5,427		5,427
138		R6.3.29(金)	備品	8	8事務費		11,713		11,713
139		R6.3.29(金)	備品 パソコン	8	8事務費		225,280		225,280
140		R6.3.29(金)	区議団ニュース 振込手数料	6	6広報広聴費		445,830		445,830
141		R6.3.30(土)	備品 スマートフォン	8	8事務費		230,360		230,360
142		R6.3.30(土)	区議団ニュース 折込チラシ代 東京新聞、毎日新聞	6	6広報広聴費		3,630		3,630
143		R6.3.30(土)	区議団ニュース 折込チラシ代 産経新聞	6	6広報広聴費		5,082		5,082
144		R6.3.30(土)	区議団ニュース 折込チラシ代 朝日新聞	6	6広報広聴費		13,068		13,068
145		R6.3.30(土)	区議団ニュース 折込チラシ代 東京新聞、朝日新聞、毎日新聞	6	6広報広聴費		7,260		7,260
146		R6.3.30(土)	区議団ニュース 折込チラシ代 読売新聞	6	6広報広聴費		6,534		6,534
147		R6.3.30(土)	区議団ニュース 折込チラシ代 読売新聞	6	6広報広聴費		9,438		9,438

【 政務活動費実績報告書 I 】

氏名	日付	支出内容・支払内容	番号	費目	費目備考	支出額	按分率	請求額
148	R6.3.30(土)	区議会ニュース 折込チラシ代 日経新聞	6	6広報広聴費		6,897		6,897
149	R6.3.30(土)	区議会ニュース 折込チラシ代 日経新聞	6	6広報広聴費		7,260		7,260
150	R6.3.30(土)	区議会ニュース 折込チラシ代 読売新聞	6	6広報広聴費		8,349		8,349
151	R6.3.30(土)	区議会ニュース 折込チラシ代 毎日新聞、東京新聞	6	6広報広聴費		4,356		4,356
152	R6.3.30(土)	区議会ニュース 折込チラシ代 東京新聞	6	6広報広聴費		2,541		2,541
153	R6.3.31(日)	区議会ニュース 折込チラシ代 読売新聞	6	6広報広聴費		7,260		7,260
154	R6.3.31(日)	区議会ニュース 折込チラシ代 読売新聞	6	6広報広聴費		15,609		15,609
155	R6.3.31(日)	区議会ニュース 折込チラシ代 朝日新聞	6	6広報広聴費		2,178		2,178
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
170								
171								
172								
173								
174								
175								
176								
177								
178								
179								
180								
181								
182								
183								
184								
185								
186								
187								
188								
189								
190								
191								
192								
193								
194								
195								
196								

【 政務活動費実績報告書 I 】

氏名	日付	支出内容・支払内容	番号	費目	費目備考	支出額	按分率	請求額
1177								
1178								
1179								
1180								
1181								
1182								
1183								
合計						8,127,306		4,037,857

費目別集計	請求額	備考
1 調査研究費		
2 研修費	200,247	
3 会議費	4,700	
4 資料作成費	140,000	
5 資料購入費	187,039	
6 広報広聴費	1,104,582	
7 要請陳情活動費		
8 事務費	2,401,289	
9 人件費		
合計	4,037,857	

備 品 台 帳

項 目：事務費

備品 番号	品 名	規 格	金 額 (円)	数 量 (台・個)	取得日 消滅日	処理区分 (購入・リース)	会派名 設置場所等 (使用者等)	購 入 先 等 (社名、住所、電話番号等)	備 考
	タブレット	ipad pro	124,800	1	R6.2.6	購入	区議団控室	ヨドバシカメラ錦糸町店	
	タブレットキーボード	magic keyboard	44,800	1	R6.2.6	購入	区議団控室	ヨドバシカメラ錦糸町店	
	パソコン	富士通FMV90H1B	228,000	1	R6.2.6	購入	区議団控室	ヨドバシカメラ錦糸町店	
	パソコン	NEC LAVIE	225,280	1	R6.3.29	購入	区議団控室	ヨドバシカメラ錦糸町店	
	携帯電話	iphone pro	230,360		R6.3.30	購入	区議団控室	株式会社コスモネット	
	7セー機	RICOH IM C-3500F	618,800	1	2020.12.4	購入	区議団控室	リコーリース株式会社	
						購入			
						リース			
						購入			
						リース			
						購入			
						リース			
						購入			
						リース			

領収書番号	/	確認日	者確認日
支出日	令和5年5月1日(月)		
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 ⑤ 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費		
支出目的	聖教新聞販売店		
支出金額	1,887 円	減額前(按分前)金額 円	
支払先	領収書の通り		
支出内容	(品名等を具体的に) 公明新聞 4月分		
備考			

領収書貼付

新聞購読料 領収証
区議会共産党 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年4月分

領収日 5月 / 日

領収金額 ￥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 長谷川 貴重
住所 墨田区本所3-4-4
TEL 03-3621-5858 FAX 03-3621-5884

お申込№ 13417-14216(401)



政 務 活 動 費 実 績 報 告 書 II

領収書貼付用

会 派 名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等		
領収書番号	2		代表者 確認日	経理責任 者確認日	
支 出 日	令 和 5 年 5 月 1 日 (月)				
項 目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研 修 費 3 会 議 費 4 資料作成費 ⑤ 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事 務 費 9 人 件 費				
支出目的	資料購入費 しんぶん赤旗				
支出金額	4,927		円	減額前(按分前)金額	円
支 払 先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 新聞代 4月分				
備 考					

領収書貼付

日本共産党墨田区議会議員
団

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930
日刊「しんぶん赤旗」	* 1	3,497
東京民報	1	500

*印は税率8%

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領 収 書

4,927 円

2023 年 4 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

「赤旗」墨田出張所
〒131-0045
東京都墨田区押上2-19-5
TEL 3624-0881

領
収
日

5/1

扱
者



政 務 活 動 費 実 績 報 告 書 Ⅱ

領収書貼付用

会 派 名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等		
領収書番号	3	代表者 確認日		経理責任 者確認日	
支 出 日	令 和 5 年 5 月 8 日 (月)				
項 目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研 修 費 3 会 議 費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事 務 費 9 人 件 費				
支出目的	リコーリース(株)				
支出金額	10,230 円		減額前(按分前)金額 円		
支 払 先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) カラー複合機リース料32回目				
備 考					

領収書貼付

23==5==1			
✓23==5==8	リコーリース(カ	10,230	
23==5=30			
23==5=31			
23==5=31			
23==5=31			
23==5=31			
23==5=31			
23==5=31			
23==5=31			
23==5=31			
23==5=31			
23==5=31			
23==5=31			

(ご説明)
 ●他店券〇〇日：〇〇日で表示されている日の午後以降にお支払可能となる予定です。
 (ただし、お支払可能時刻は手形・小切手類によって異なります。詳細は、窓口にお問い合わせください。)

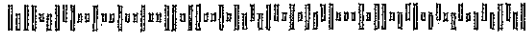


1300001

作成日 2020年 10月 21日

東京都墨田区吾妻橋1丁目
23-20 墨田区役所 16階

日本共産党墨田区議会議員団 御中



330 A075453007-000
8028024 U111100500-107
103 0000252*0000524 0000001
0000528 A IBA016

〈お問い合わせ先〉
リコーリース株式会社
〒135-8518
東京都江東区東雲1-7-12
KDX豊洲グランスクエア7F
第一業務部
TEL 03-6204-0640

お支払予定表

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。この度はリコーリースをご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、今回のご契約内容とお支払予定につきましてご案内の通りとなっております。

つきましては、ご契約内容をご照合の上、万が一不審の点、行き違い等ありましたら担当課所に至急ご一報願います。

今後とも一層のお引き立てを賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

(1/2頁)

契約番号	A075453007-000
契約者名	日本共産党墨田区議会議員団
契約種類	リース
物件名	RICOH IM C8500F
契約日	2020年 10月 1日
借受日	2020年 10月 1日
リース期間	2020年 10月 1日 ~ 2025年 9月 30日

お支払日	4日
お支払方法	自動振替
金融機関名	みずほ銀行
支店名	本所支店
口座種類	普通
口座番号	*****

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「*****」と表示しています。

【総額リース料（税込）】

613,800 円（内消費税

55,800円）

振替日が金融機関休業日の場合は、その翌日営業日となります。お客様の通帳には、郵便局は「リコーリース」、それ以外の金融機関では「リコーリース（カ）」と記載されます。尚、一部の金融機関では「DF、リコーリース」と記載される場合もあります。

尚、貴社からの弁済については、当社が適当と認める順序及び方法により充当出来るものとします。

コメント欄:

(金額単位:円)

回数	お支払年月日	お支払金額	消費税等	合計(税込)	お支払金額合計(税込)	お支払後残高(税込)
1	2020/12/4	9300	930	10230	10230	603570
2	2020/12/4	9300	930	10230	10230	593340
3	2020/12/4	9300	930	10230	10230	583110
4	2021/1/4	9300	930	10230	10230	572880
5	2021/2/4	9300	930	10230	10230	562650
6	2021/3/4	9300	930	10230	10230	552420
7	2021/4/4	9300	930	10230	10230	542190
8	2021/5/4	9300	930	10230	10230	531960
9	2021/6/4	9300	930	10230	10230	521730
10	2021/7/4	9300	930	10230	10230	511500
11	2021/8/4	9300	930	10230	10230	501270
12	2021/9/4	9300	930	10230	10230	491040
13	2021/10/4	9300	930	10230	10230	480810
14	2021/11/4	9300	930	10230	10230	470580
15	2021/12/4	9300	930	10230	10230	460350
16	2022/1/4	9300	930	10230	10230	450120
17	2022/2/4	9300	930	10230	10230	439890
18	2022/3/4	9300	930	10230	10230	429660
19	2022/4/4	9300	930	10230	10230	419430
20	2022/5/4	9300	930	10230	10230	409200
21	2022/6/4	9300	930	10230	10230	398970
22	2022/7/4	9300	930	10230	10230	388740
23	2022/8/4	9300	930	10230	10230	378510
24	2022/9/4	9300	930	10230	10230	368280

12/8
1/5
2/4
3/4
4/5
5/6
6/4
7/5
8/4
9/5
10/4
11/5
12/6
1/4
2/5
3/6
4/4
5/5
6/6
7/4
8/5
9/4

作成日 2020年 10月 21日

(2/2頁)

契約番号	A075453007-000
契約者名	日本共産党墨田区議会議員団
契約種類	リース

〈お問い合わせ先〉
 リコーリース株式会社
 第一業務部

TEL 08-6204-0640

(金額単位:円)

		支払年月日		支払金額		消費税等		合計 (税込)		支払金額合計 (税込)		支払後残高 (税込)	
10/4	25	2022	10	4	9300	930	10230			10230		358050	
11/4	26	2022	11	4	9300	930	10230			10230		347820	
12/4	27	2022	12	4	9300	930	10230			10230		337590	
1/4	28	2023	1	4	9300	930	10230			10230		327360	
2/4	29	2023	2	4	9300	930	10230			10230		317130	
3/4	30	2023	3	4	9300	930	10230			10230		306900	
4/4	31	2023	4	4	9300	930	10230			10230		296670	
5/4	32	2023	5	4	9300	930	10230			10230		286440	
6/4	33	2023	6	4	9300	930	10230			10230		276210	
7/4	34	2023	7	4	9300	930	10230			10230		265980	
8/4	35	2023	8	4	9300	930	10230			10230		255750	
9/4	36	2023	9	4	9300	930	10230			10230		245520	
10/4	37	2023	10	4	9300	930	10230			10230		235290	
11/6	38	2023	11	4	9300	930	10230			10230		225060	
12/6	39	2023	12	4	9300	930	10230			10230		214830	
1/4	40	2024	1	4	9300	930	10230			10230		204600	
2/4	41	2024	2	4	9300	930	10230			10230		194370	
3/4	42	2024	3	4	9300	930	10230			10230		184140	
4/4	43	2024	4	4	9300	930	10230			10230		173910	
	44	2024	5	4	9300	930	10230			10230		163680	
	45	2024	6	4	9300	930	10230			10230		153450	
	46	2024	7	4	9300	930	10230			10230		143220	
	47	2024	8	4	9300	930	10230			10230		132990	
	48	2024	9	4	9300	930	10230			10230		122760	
	49	2024	10	4	9300	930	10230			10230		112530	
	50	2024	11	4	9300	930	10230			10230		102300	
	51	2024	12	4	9300	930	10230			10230		92070	
	52	2025	1	4	9300	930	10230			10230		81840	
	53	2025	2	4	9300	930	10230			10230		71610	
	54	2025	3	4	9300	930	10230			10230		61380	
	55	2025	4	4	9300	930	10230			10230		51150	
	56	2025	5	4	9300	930	10230			10230		40920	
	57	2025	6	4	9300	930	10230			10230		30690	
	58	2025	7	4	9300	930	10230			10230		20460	
	59	2025	8	4	9300	930	10230			10230		10230	
	60	2025	9	4	9300	930	10230			10230		0	

政 務 活 動 費 実 績 報 告 書 II

領収書貼付用

会 派 名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等	2	
領収書番号	4		代表者 確認日	経理責任 者確認日	
支 出 日	令 和 5 年 5 月 24 日 (水)				
項 目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研 修 費 3 会 議 費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事 務 費 9 人 件 費				
支出目的	事務所費				
支出金額	30,000 円			減額前 (按分前) 金額 100,000 円	
支 払 先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 山下事務所家賃 (100,000)				
備 考					
領収書貼付					

令和5年 6月分	令和5年5月24日 ¥103,000- 受取りました	領収印 	水道料 ¥3,000-含む
令和5年 7月分	令和5年6月26日 ¥103,000- 受取りました	領収印 	水道料 ¥3,000-含む
令和5年 8月分	令和5年7月25日 ¥103,000- 受取りました	領収印 	水道料 ¥3,000-含む
令和5年 9月分	令和5年8月24日 ¥103,000- 受取りました	領収印 	水道料 ¥3,000-含む

事業用賃貸借契約書

(更新)

岩崎ビル 101 号室

貸主 : 岩 崎 恵 子 様

借主 : 山下 ひろみ 様
(博美)

事業用賃貸借契約書

(博美)

貸主 岩崎 恵子 (以下「甲」という。)と借主 山下 ひろみ (以下「乙」という。)は、この契約書により
頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物		名 称	岩崎ビル		1階	101号室
			区画番号 ()			
		所 在 地	(住居表示) 東京都墨田区業平三丁目13番8号			
			(登記簿)			
		構 造	鉄骨造 (一部木造) / 2階建			
		種 類	住居・事務所・	新築年月	昭和41年5月	
		面 積	約35.47㎡ (約10.7坪)			
賃 貸 方 法		一般借家契約				
附 属 施 設						

頭書(2) 事業内容・使用目的

事業内容:	
使用目的: 事務所	

頭書(3) 契約期間

令和 3年 9月10日 から	令和 6年 9月 9日まで (3年間)
----------------	---------------------

頭書(4) 賃料等

賃料	月額100,000円 (内消費税等 9,091円)	礼金	(内消費税等)	火災保険料	借主(乙)負担で本契約と同時に加入すること
敷金	200,000円 (賃料の1ヶ月分)	更新事務手数料	新賃料の 0.25ヶ月分	附属施設料	月額 円 (内消費税等)
水道代	月額 3,000円			更新料	新賃料の1ヶ月分
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No. 本数	玄関 2本			
賃料等の支払時期		毎月末日までにその翌月分を支払う。			
賃料等の支払方法	振込払い 振込手数料は借主負担	金融機関名 口座番号 口座名義	三菱UFJ銀行 押上支店 普通預金 No. XXXXXXXXXX 岩崎 恵子 (イワサキケイコ)		

頭書(5) 緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅) TEL
	(勤め先) TEL (会社名・部署名)
	(携帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 岩崎 恵子
	住所 東京都墨田区 XXXXXXXXXX

管理業者	商号又は名称
所在地	
賃貸不動産管理業協会会員番号	※賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載すること。
管理担当者	氏名 賃貸不動産管理士登録番号 () ※賃貸不動産管理業協会の認定資格である賃貸不動産管理士の登録を受けている場合に記載。

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 更新に関する事項

- ・乙は本契約を更新する際は、新賃料の1ヶ月分相当額を更新料として甲に支払うものとする。
- ・乙は本契約を更新する際は、新賃料の2ヶ月分相当額に至るまで敷金の補充をするものとする。
- ・甲及び乙は本契約を更新する際は、更新事務手数料として仲介業者(株)北澤土地に対して新賃料の0.25ヶ月分を支払うものとする。

頭書(8) 特約事項

1. 契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以後の賃料等の支払いについて新消費税率で計算された消費税を支払うことを、あらかじめ承認する。
2. 天災、地変、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合又は、将来都市計画等により、本物件が収用又は使用を制限され賃貸借契約を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅する。
3. 乙は、本物件を使用するにあたっては、近隣との融和に努力し、近隣からの苦情等が発生した場合は、乙自らこれを解決するものとする。
4. 乙と他の入居者その他の第三者との間で生じた損害賠償問題等については、理由の如何を問わずその当事者間で問題を解決するものとし、甲はこれに関与しないものとする。
5. 乙又はその使用人・関係者の故意又は過失により、本物件又は本物件の属する建物に破損・汚損・故障その他の損害を生じさせたときは乙は遅滞なくその旨を甲及び関係者に連絡し、一切の損害を賠償しなければならない。
6. 事業内容及び営業内容等に変更がある場合借主(乙)は、貸主(甲)又は仲介業者(株)北澤土地に必ず通知し、その後協議するものとする。
7. 貸主(甲)は、借主(乙)に対して6ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

以下余白

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3年 9月 20日

甲・貸主	住所	東京都墨田区 [REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	氏名	岩崎 恵子		
乙・借主	住所	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	氏名	山下 博美 (a34)		
連帯保証人	住所	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]		
契約担当窓口	住所		所属	
	商号		氏名	
			電話	

	A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称	株式会社 北澤土地	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 北澤三郎	代表者の氏名	
	主たる事務所 所在地・TEL	東京都墨田区業平二丁目14番8号 03-3626-0333	主たる事務所 所在地・TEL	
	免許証番号	東京都知事(13)第25938号	免許証番号	
	免許年月日	平成29年8月24日	免許年月日	
説 明 を す る 宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	佐藤 徳美	氏 名	
	登 録 番 号	(東京) 第043232号	登 録 番 号	
	業務に従事する 事務所所在地 TEL	東京都墨田区業平二丁目14番8号 03-3626-0333	業務に従事する 事務所所在地 TEL	

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書(1)に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(3)に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、家賃が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、家賃が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、家賃が不相当となった場合

3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、その月の日数で日割り計算した額とする。

(~~共益費~~)

第4条 ~~乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。~~

~~2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。~~

~~3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、その月の日数で日割り計算した額とする。~~

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、本契約と同時に火災等保険に加入するものとする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは、乙以外の名義を表示してはならない。又、本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡、担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。

3 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

4 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

- 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 粗暴な言動を用いたり、みだりに他人と抗争したり、騒音、悪臭等の発生等、近隣の迷惑及び共同生活を乱す行為をすること
 - 四 暴力団、反社会的政治・宗教等の団体の支配下にある者及び協調者等、公序良俗に反する者の反復、継続しての出入り若しくは事務所、アジトとしての使用
 - 五 動物等の飼育をすること
- 5 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第9条 甲は、本項第一号から第二号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、第1項第一号から第二号に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。
 - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

- 第10条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、本契約を解除することができる。ただし、乙が第1号及び第2号に該当する場合には、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないことを要する。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
 - 三 銀行取引の停止
 - 四 破産手続きの開始
 - 五 会社整理手続きの開始
 - 六 民事再生手続きの開始
 - 七 会社更生手続きの開始
 - 八 特別精算手続きの開始
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると

認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

- 一 本物件を頭書(2)記載の目的以外の用に供したとき
- 二 第7条のいずれかの規定に違反したとき
- 三 入居時に、乙または連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- 五 乙またはその使用人が、暴力団、反社会的政治・宗教等の団体の支配下にある者及び協調者等、公序良俗に反する者と判明したとき

(乙からの解約)

第11条 乙は、甲に対して1ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヵ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第12条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

- 2 乙は、第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむをえない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行なう原状回復の内容及び方法について協議するものとする。
- 7 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第13条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第14条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第15条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一 長期に休業するとき

二 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更

三 連帯保証人の死亡又は解散

四 乙の名称、所在地、代表者等登録簿内記載事項に大きな変更があった場合には、直ちに登記簿謄本をそえて甲に通知しなければならない。(代表者等役員の変更、株式譲渡等による経営主体の実質的変更は賃借権の譲渡とみなす)

(延滞損害金)

第16条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)5%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第17条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

第18条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第19条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第20条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第21条 特約事項については、本契約に記載するとおりとする。

政 務 活 動 費 実 績 報 告 書 II

領収書貼付用

会 派 名	日本共産党墨田区議会議員団	整理番号等	3		
領収書番号	5	代表者 確認日		経理責任 者確認日	
支 出 日	令 和 5 年 5 月 25 日 (木)				
項 目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研 修 費 3 会 議 費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事 務 費 9 人 件 費				
支出目的	事務所費				
支出金額	30,000 円		減額前 (按分前) 金額 75,000 円		
支 払 先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) としま事務所家賃 (75,000)				
備 考					
領収書貼付					

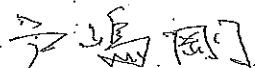
支 払 証 明 書

1 支払金額	30000
2 支払金の内容	としま事務所家賃
3 支払の相手方	上野まち子
4 支払年月日	2023/5/25
5 支払者	としま剛
6 支払場所	銀行振込
7 領収書を徴しがたい理由	領収書の紛失
8 備考等	

上記のとおり相違ないことを証明します。

2024 年 5 月 14 日

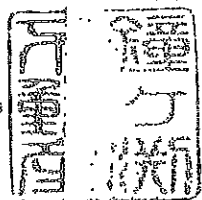
会派名 日本共産党墨田区議会議員団

代表者（経理責任者） 

事業用建物貸借契約書
事務所

上野貸事務所

戸嶋 剛 様



不動産測分

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 上野 まち子 (以下「甲」という。)と借主 戸嶋 剛 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	上野貸事務所			102 号室
	所 在 地	東京都墨田区墨田3-41-7			
	構 造	木造			
	種 類	貸事務所			
	面 積		m ²		
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

令和 4年 4月 1日		から	令和 7年 3月 31日まで (3 年間)	
目的物件の引渡し時期			年 月 日	

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75000 円 (別途消費税相当額 円)	礼 金	月額 75000 円 (賃料 1 カ月分)
家 財 保険料	円	敷 金	月額 75000 円 (賃料 1 カ月分)
附 属 施設料	月額 円 (別途消費税相当額 円)	保証金	円 (賃料 カ月分)
償 却			
その他の条件			
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで	
賃 料 等 の 支 払 方 法	☐ 振 込		
	☒ 持 参	持 参 先	
	☐ 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)
	TEL
	(勤務先) TEL
	(携 帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名 上野 まち子
	住所 東京都墨田区 [REDACTED]

管理業者	鐘ヶ淵不動産		
所 在 地	東京都墨田区墨田4-15-8	TEL	03-3611-9539

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☒ 連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	東京都 [REDACTED]
		極度額	2,700,000円
	☐ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣 () 第 号

頭書(8) 更新に関する事項

更新の際は、新規賃貸料の1か月分を甲に支払い更新することができる。又、仲介業者に更新労務報酬料として、新規賃貸料の1/2か月分と消費税分を支払うものとする。

頭書(9) 特約事項

--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

甲・貸主	氏名 上野 まち子	TEL
	住所 東京都墨田区	
乙・借主	氏名 戸嶋 剛	TEL
	住所 東京都墨田区	
丙・連帯保証人	氏名	TEL
	住所 東京都	
	程度額	2,700,000円

A		B	
主たる事務所	東京都墨田区墨田4-15-8	主たる事務所 所在地・TEL	
所在地・TEL	03-3611-9539	商号又は名称	
商号又は名称	鐘ヶ淵不動産	代表者の氏名	Ⓢ
代表者の氏名	岡崎 剛司 Ⓢ		
免許証番号	東京都 大臣 知事 (1)第 103680 号	免許証番号	大臣 知事 ()第 号
免許年月日	令和1年 7月 12日	免許年月日	年 月 日
氏 名	岡崎 剛司	氏 名	Ⓢ
登録番号	(東京) 第 14779	登録番号	() 第 号
業務に従事する 事務所名	鐘ヶ淵不動産	業務に従事する 事務所名	
事務所所在地 TEL	東京都墨田区墨田4-15-8 03-3611-9539	事務所所在地 TEL	

※図は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡しまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

は、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

保証金

条(目) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。

甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を示しなければならない。

反社会的勢力ではないことの確約

条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成9年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡、又は転貸してはならない。

禁止又は制限される行為

条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。

前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切行為を行ってはならない。

銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
- 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により、本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

ない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の開始の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

- ウ 乙又は丙が死亡したとき
- 四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
- 五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
- 六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない
- 七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に
対し確約する
- ア 乙の財産及び収支の状況
- イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
- 二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

122条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

123条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

124条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

125条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

政 務 活 動 費 実 績 報 告 書 Ⅱ

領収書貼付用

会 派 名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等	1	
領収書番号	6		代表者 確認日	経理責任 者確認日	
支 出 日	令 和 5 年 5 月 25 日 (木)				
項 目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研 修 費 3 会 議 費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事 務 費 9 人 件 費				
支出目的	事務所費				
支出金額	30,000 円			減額前(按分前)金額 90,000 円	
支 払 先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 村本事務所家賃 (90,000)				
備 考					

領収書貼付

支 払 証 明 書

1 支払金額	30000
2 支払金の内容	村本事務所家賃
3 支払の相手方	須賀素子
4 支払年月日	2023/5/25
5 支払者	村本ひろや
6 支払場所	銀行振込
7 領収書を徴しがたい理由	領収書の紛失
8 備考等	

上記のとおり相違ないことを証明します。

2024 年 5 月 14 日

会派名 日本共産党墨田区議会議員団

代表者（経理責任者） 

事業用建物賃貸借契約書

貸主 須賀素子 (以下「甲」と称する)と、借主 村本裕哉 (以下「乙」と称する)と保証委託会社 (以下「丙」と称する)とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」と称する)に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて以下の条件で本契約を締結する。

① 賃貸借の目的物の表示等						
名 称	須賀建物			1 階部分 第 101 号室		
所在地	東京都墨田区向島 3 丁目 25 番 6 号					
種 類	事務所					
構 造	木造瓦葺 2 階建 (1964 年築)					
面 積	専 有	34.7 m ² (約 10.5 坪)				
	その他	--- m ² (約 --- 坪)				
物件所有者	住所	東京都墨田区				
	氏名	須賀素子				
② 賃貸借条件						
使用目的	事務所 (その種類: 墨田区区議会議員事務所)					
賃 料	うち消費税・非課税 --- 円		札 金	うち消費税 --- 円		
	月額	金 90,000 円		金額	--- 円	
共益費	うち消費税 --- 円		敷 金	金額 --- 円		
	月額	--- 円		敷金償却	解約時 --- 円	
管理費	うち消費税 --- 円		付属施設料	うち消費税 --- 円		
	月額	--- 円		年額	--- 円	
更新料	うち消費税・非課税 --- 円		火災等保険料	1 年間	金 10,000 円	
	金額	金 45,000 円	保証委託料	初年度	---	
雑 費	町会費等/実費負担					
契約期間	2023 年 5 月 1 日より 2024 年 4 月 30 日までの 1 年間					
敷金の返還	敷金は、乙が本物件を明け渡した後 1 ヶ月の経過を以て返還					
借主解約権	解約の効力は乙が解約の申入れをした日から 1 ヶ月の経過を以て発生					
賃料等の 支払方法 支払期限	賃料は、銀行振込とし、翌月分を毎月末日に前払い (翌月分前払)					
	振込金額合計 (振込料は乙負担)			振 込 先	朝日信用金庫 向島支店	
	金 90,000 円也				普通預金 No. 須賀荘 須賀素子	
③ その他						
付属施設等	エアコン (残置物)					
貸与する鍵 等	入口引戸	No.	2 個	---	No.	個
	---	No.	個	---	No.	個
	鍵の引渡日		2023 年 4 月 30 日			

特 約 条 項	
①	乙は本物件の明け渡しに際し、原状回復費用及び室内クリーニング費用を実費負担し、敷金により精算すること。
②	自然災害・老朽化等の事由より、本件建物の修理・修繕等に多大な費用が掛かり、建物の維持・管理等が困難となった場合には、甲は関係法規及び慣行に従い、本契約を解除することができる。

本契約の締結を証する為、本書2通を作成し、当事者署名捺印の上、各1通を保有する。

2023年 4 月 25 日新規

貸主・甲	住 所	東京都墨田区
	氏 名	スガモトコ 須賀素子 印

借主・乙	住 所	墨田区向島2-20-5 701号室
	氏 名	村本 裕哉 印

連帯保証人 ・ 丙 続柄：	住 所	
	氏 名	 印

【連帯保証人極度額：金 1,080,000 円】

媒介業者	免許番号	東京都知事(1)第104722号
	所在地	東京都墨田区向島2-20-5 701号室
	商 号	永井不動産
	代表者	代表 永井健一 印
宅地建物 取引士	登録番号	東京都知事 第7593号
	氏 名	永井健一 印

事業用建物賃貸借契約約款

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」と称する）及び借主（以下「乙」と称する）は、頭書①に記載する目的物件（以下「本物件」と称する）について、頭書②の事業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」と称する）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書②に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書②の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書②の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合。
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不当となった場合。
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合。

3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」と称する）に充てるため、共益費を頭書②の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書②に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明け渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時に賃料の一ヵ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明け渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」）ではないこと。

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書②の事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は賃料の一ヵ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。

三 騒音等の迷惑行為を行うこと。

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供す

ること。

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。

六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

八 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。

二 その他費用が軽微な修繕。

4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届け出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

第11条 甲は乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。

二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

一 本物件を頭書②記載の事業以外の用に供したとき。

二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき。

三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。

四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

五 銀行取引の停止。

六 破産手続きの開始。

七 民事再生手続きの開始。

八 会社更生手続きの開始。

九 特別清算手続きの開始。

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

一 第7条の確約に反する事実が判明したとき。

二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(甲又は乙からの解約)

第12条 乙は甲に対して1ヵ月前に解約の申し入れを行うことにより本契約を終了することができる。又、甲は、借地借家法第28条に定める正当事由があり、且つ、乙に対して書面により6ヶ月前に解約の申し入れを行うことにより本契約を終了することができる。

2 前項の規定に関わらず、乙は解約申し入れの日から1ヵ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む)を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して1ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

- 3 乙は明け渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明け渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明け渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明け渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、予め乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立ち入りを拒否できない。
- 3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、予め乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし、本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合、その他の緊急の必要がある場合においては、予め乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面により乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条1項の定めに従うものとする。
- 二 長期に休業するとき。
- 三 連帯保証人の住所氏名緊急の連絡先その他の変更。
- 四 連帯保証人の死亡又は解散。

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当り)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第18条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(家賃債務保証)

第19条 本契約は、日本セーフティー株式会社が提供する機関保証(以下「機関保証」)により、乙の債務を担保するものとする。

- 2 機関保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きを採らなければならない。
- 3 乙が前項の手続きを採らない場合その他乙の責に帰すべき事由により機関保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書②記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当額を負担しなければならない。
- 4 前項本文の場合において、甲乙間の合意により別に連帯保証人を立てることとした場合には、前項の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書②記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。
- 5 前項の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、本契約に記載するとおりとする。

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議団		整理番号	3	
領収書番号	7	代表者 確認日		経理責任 者確認日	
支出日	2023/5/25(木) ~				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	備品				
支出金額	3,621 円			減額前(按分前)金額 30,700 円	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 携帯電話使用料				
備考					
領収書添付					

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿4丁目3番2号 KDDIビル<登録番号>
19011101031552

発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 6月 3日

131-0031
東京都 墨田区
戸嶋 剛 様

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
・電話リレーサービス料は、聴覚や発音に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- ご登録住所に変更はございませんか？
KDDIからの重要なお知らせや請求書などを確実にお届けするため、お引越しなどご住所が変更となる際は、お早めに住所変更のお手続きをお願いします。
お手続きは「au住所変更」「UQモバイル住所変更」で検索をお願いします。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 6月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2023年 5月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 6月26日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	14,268円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	8034147060

お支払期日を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。

サービス別ご利用料金

au 電話料金	7,130円
au 機器代金/各種オプション品	4,510円
auかんたん決済利用料	2,648円
※うち消費税等（10%対象） （課税対象額は6,464円でした。）	646円

「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻して算出しております。

お問い合わせ先

◆au au携帯電話から 157

一般電話から 0120-977-033

受付時間 9時～20時（年中無休・無料）

◆povo WEBのサポートページをご確認ください

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 5月ご請求分

戸嶋 剛 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

右記KDDI料金を 5月25日ご指定の口座から
振替させていただきました。KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿4丁目3番2号 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	8034147060
領収金額 AMOUNT RECEIVED	30,700円
うち消費税等 TAX	658円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

政 務 活 動 費 実 績 報 告 書 II

領収書貼付用

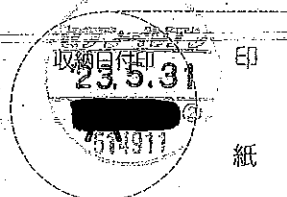
会 派 名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等		
領収書番号	8		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支 出 日	令 和 5 年 5 月 31 日 (水)				
項 目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研 修 費 3 会 議 費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事 務 費 9 人 件 費				
支出目的	リコージャパン(株)				
支出金額	3,517 円			減額前 (按分前) 金額 円	
支 払 先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) コピー機チャージ料金				
備 考					

領収書貼付

受取書(ご依頼人控え)

依頼日	年 月 日
金 額	3,517 円
先方 印	みずほ 麹町支店
受取人	リコージャパン(株)
ご依頼人	コピートウ
上記のとおり振込金 として受取りました。手数料	

銀行 支店



代行会社 リコーリース株式会社

◆金融機関利用の際の注意◆
①お振込手数料がかかります。
②「依頼人」欄に住所・TELをご記入お願い致します。
(切り離してご利用下さい。)

請求書

RICOH

130-8640
東京都墨田区吾妻橋1丁目
23-20 墨田区役所 16階

〒:0001/0002

日本共産党
墨田区議会議員団 様

発行日2023年04月28日 請求No. 23045058270

リコージャパン株式会社

お問合わせ 請求書お問合せ窓口

川崎市川崎区日進町1-14 JMFビル 3F

TEL:0120-981-415 4080065 40804796

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください



428AKB1028414# 031868 0001/0002

お客様コード 7383396

(40820067825)

下記の通りご請求申し上げます。

2023年04月30日締分 お支払期日2023年05月31日 お支払方法 振込

今回ご請求金額(税込) 3,517 円

振込銀行	支店	種類	口座番号
みずほ	麹町支店	普通	0869712
名義人リコージャパン(カ)			
三菱UFJ	麹町中央支店	普通	4441251
名義人リコージャパン(カ)			

【お取引明細】

月 日	商 品 名	伝票No.	数 量	単 価	お買上金額 [税抜]	消費税金額
04.26	IMC3500 パフォーマンスチャージ	923001			3,198	31
		04/20 シメ				
	お買上金額 合計			(税込)	3,517	31
		10%対象		(税込)	3,517	31

【お知らせ】弊社の適格請求書発行事業者登録番号は、T1010001110829 となります。

お振込の場合は手数料ご負担をお願い致します。手数料不要の口座引落もご用意しておりますので詳しくは上記連絡先へお問合せ下さい。

■サービス料金計算明細

<伝票No. 923001 >
・トナー込み契約です。

設置先名: 墨田区議会議員団

IMC3500

機番: 629087

今回検針内容

4月20日

前回検針内容

3月20日

ご使用カウント

モノカラー総出力	62,138 カウント	61,219 カウント	919 カウント
フルカラー総出力 ①	16,274 カウント	16,149 カウント	125 カウント
フルカラーコピー (①-②)	4,004 カウント	3,929 カウント	75 カウント
フルカラープリント ②	12,270 カウント	12,220 カウント	50 カウント

パフォーマンスチャージ

単価/金額

カウント/月/率

内訳金額

モノカラー総出力		919カント	
控除 1%の控除カウント		10カント	
請求カウント		909カント	
1 - 500 /月	1.87円	500カント	935円
501 - 1000 /月	1.76円	409カント	719円
フルカラーコピー		75カント	
控除 1%の控除カウント		1カント	
請求カウント		74カント	
1 - 1000 /月	14.80円	74カント	1,095円
フルカラープリント		50カント	
控除 1%の控除カウント		1カント	
請求カウント		49カント	
1 - 1000 /月	9.18円	49カント	449円
消費税等	3,198円	10%	319円
合計(税込み)			3,517円

政 務 活 動 費 実 績 報 告 書 II

領収書貼付用

会 派 名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等		
領収書番号	7		代表者 確認日	経理責任 者確認日	
支 出 日	令 和 5 年 5 月 31 日 (水)				
項 目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研 修 費 3 会 議 費 4 資料作成費 ⑤ 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事 務 費 9 人 件 費				
支出目的	東京自治問題研究所				
支出金額	16,110		円	減額前 (按分前) 金額	円
支 払 先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 「月刊東京」「住民と自治」'23/5～'24/4月分、振込手数料				
備 考					

領収書貼付

払込金受領証 ()

口座 番号	0	0	1	1	0	9	※払込 料金加入 者負担
	百	十	万	千	百	十	番
			6	3	5	3	2
加入者 名	東京自治問題研究所						
金 額	千	百	十	万	千	百	十 円
	※			1	6	0	0
ご 依 頼 人	おなまえ 日本共産党 墨田区議会議員団 様						
料 金	受付局日付印 05-05-31 T501000111 2730 ユウチヨ 料金 110円 内税 10%10円 N94280022						
特殊 取扱	現金扱 (01012)						

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

政 務 活 動 費 実 績 報 告 書 II

領収書貼付用

会 派 名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等		
領収書番号	70		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支 出 日	令 和 5 年 5 月 31 日 (水)				
項 目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研 修 費 3 会 議 費 4 資料作成費 ⑤ 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事 務 費 9 人 件 費				
支出目的	(株)日本教育新聞社				
支出金額	5,500 円			減額前 (按分前) 金額 円	
支 払 先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 日本教育新聞' 23.4月～5月				
備 考					

領収書貼付

振替払込請求書兼受領証 (振込金 (兼手数料) 受領書)

この受領証は、大切に保管してください。	口座記号等	0 0 1 5 0 8 1 9 6 5 0 0											
	加入者名	日本教育新聞社											
	金 額	千	百	十	万	千	百	十	円				
	振込先	銀行											
	おなまえ	498896											
ご依頼人	日本共産党 墨田区議会議員団												
料 金	(消費税込み) 235.37 円												
備 考													

CVS 収納用収入印紙貼付欄

(お客様控)

領收書貼付用

会 派 名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等		
領収書番号	11	代表者 確認日		経理責任 者確認日	
支 出 日	令和 5 年 5 月 31 日 (水)				
項 目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研 修 費 3 会 議 費 4 資料作成費 ⑤ 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事 務 費 9 人 件 費				
支出目的	大月書店				
支出金額	4,510		円	減額前(按分前)金額	円
支 払 先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 自治と分権 91号-94号 購読料、払込手数料				
備 考					

領取書貼付

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	001307							通常支払 料金加入 者負担
	16387							
加入者名	株式会社 大月書店							
金額	千 ※	百	十	万	千	百	十	円
					4	4	0	0
ご依頼人	おなまえ ※ 日本天庫党 黒田 謙会 議員 様							
料金	日 附 印 05-05-31 T501000111 2730 ユウチャ 料金 110円 内税 10%10円 N94280021							
備考	現金扱 (01012)							

この受領証は、大切に保管してください。

領收書貼付用

領收書貼付

領収金額	¥1,887
------	--------

その他購読料等 領 収 証

(10%对象	0)
(8%对象	1, 887)

政 務 活 動 費 実 績 報 告 書 Ⅱ

領収書貼付用

会 派 名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等		
領収書番号	13		代表者 確認日	経理責任 者確認日	
支 出 日	令 和 5 年 5 月 31 日 (水)				
項 目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研 修 費 3 会 議 費 4 資料作成費 ⑤ 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事 務 費 9 人 件 費				
支出目的	資料購入費 しんぶん赤旗				
支出金額	4,927 円			減額前 (按分前) 金額	円
支 払 先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 新聞代 5月分				
備 考					

領収書貼付

日本共産党墨田区議会議員 団 様			日本共産党発行の しんぶん 赤旗 領 収 書
新聞・雑誌名	部数	金額	4,927 円
「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930	2023 年 5 月分 上記の金額/しかにいただきました。 ありがとうございました。 「赤旗」墨田出張所 〒131-0045 東京都墨田区押上2-19-5 TEL 3624-0881
日刊「しんぶん赤旗」	* 1	3,497	
東京民報	1	500	
*印は税率8%			領収日 5/31 扱者

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	14	代表者 確認日		経理責任 者確認日	
支出日	令和5年5月31日(水)				
項目 (○を付ける)	①調査研究費 2 研修費 3 会議費 ④資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	委託費				
支出金額	70,000 円			減額前(按分前)金額	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に)				
	情報処理、政務活動費関係書類作成等				
備考					

領収書添付

領 収 証

No. 130

日本共産党墨田区議会議員団様

2023年 5月31日

★ 70,000.-

但 委託費

上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

墨田区 井手 静代

コクヨ ウケ78

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	15	代表者 確認日		経理責任 者確認日	
支出日	令和5年6月5日(月)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	リコーリース(株)				
支出金額	10,230 円			減額前(按分前)金額	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に)				
	カラー複合機リース料33回目				
備考					
領収書添付					

普通預金 ORDINARY ACCOUNT 2

正金

お取引内容	お支払金額(円)	お預り金額(円)
23==5=31 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
23==5=31 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
23==5=31 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
23==5=31 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
23==5=31 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
23==5=31 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
23==6==5リコーリース (カ)	10,230	[REDACTED]
23==6==6 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
23==6==6 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
23==6==6 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
23==6==6 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
23==6==6 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
23==6==9 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
23==6=20 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
23==6=20 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
23==6=20 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
23==6=21 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
----- [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
23==6=21 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
23==6=26 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
23==6=27 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
23==6=27 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
23==6=27 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
23==6=27 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

<ご説明>
 ●他店券〇〇日：〇〇日で表示されている日の午後以降にお支払可能となる予定です。
 (ただし、お支払可能時刻は手形・小切手類によって異なります。詳細は、窓口にお問い合わせください。)



政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	1/6		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	令和5年6月6日(火)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 ⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	(株)きかんし				
支出金額	38,720 円			減額前(按分前)金額	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に)				
	ホームページ改訂、みずほ振込手数料				
備考					
領収書添付					

みずほATMコーナー | ご利用明細票

みずほ銀行

裏面にくみずほからのお知らせがあります。

30052023-

卷之六

2023年05月30日

〒135-0053 東京都江東区

media
株式会社

株式会社 志力
media center

電話 03(5534)11

《取引銀行》

三井住友銀行 虎ノ門支店 当座 No.146860 | 三菱UFJ
三井住友銀行 日比谷支店 当座 No.6200192 | 中央

[illegible]

東京都墨田区吾妻橋1-23-20
墨田区役所16階
日本共産党区議団控室

2023 年 05 月 30 日

〒135-0053 東京都江東区辰巳2丁目8番21

日本共産党 墨田区議会議員団 様

《取引銀行》

media
株式会社
まかん
center
電話 03(5534)113

精武同人社

みずほ銀行 虎ノ門支店 当座 No.146860 | 三菱UFJ銀行 虎ノ門中央支店
三井住友銀行 日比谷支店 当座 No.6200192 | 中央労金 亀戸支店

下記の通り御請求申し上げます。

今回の御請求金額は ¥38,100

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	19		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	令和5年6月6日(火)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	リコージャパン(株)				
支出金額	3,300 円			減額前(按分前)金額	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に)				
	コピー機チャージ料金				
備考					

領収書添付

受取書(ご依頼入控え)

依頼日	年 月 日
金額	3,300 円
先方銀行	みずほ
支店	麴町支店
受取人	リコージャパン(株)
依頼人	三井物産(株)
印	
紙	

銀行 支店

収納印付

印

紙

代行会社 リコーリース株式会社

◆金融機関利用の際のご注意◆
 ①お振込手数料がかかります。
 ②依頼人欄に住所・TELをご記入お願い致します。
 (切り離してご利用下さい。)

ご 請 求 書

RICOH

130-8640
東京都墨田区吾妻橋1丁目
23-20 墨田区役所 16階

〒:0001/0002

日本共産党
墨田区議会議員団 様

発行日2023年05月31日 請求No. 23055432232

リコージャパン株式会社

お問合わせ 請求書お問合せ窓口

川崎市幸区堀川町66-2 興和川崎西 17階

TEL:0120-981-415 4080065 40804796

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください

531AKB1028334# 031726 0001/0002

お客様コード 7383396

下記の通りご請求申し上げます。(40820067825)

2023年05月31日締分 お支払期日2023年06月30日 お支払方法 振込

今回ご請求金額(税込) 3,300 円

振込銀行	支店	種類	口座番号
みずほ	麹町支店	普通	0869712
名義人リコージャパン(カ)			
三菱UFJ	麹町中央支店	普通	4441251
名義人リコージャパン(カ)			

【お取引明細】

月 日	商 品 名	伝票No.	数 量	単 価	お買上金額 [税抜]	消費税金
05.26	IMC3500 パフォーマンスチャージ	051001			3,000	30
		05/20 シメ				
	お買上金額 合計			(税込 3,300)	3,000	30
		10%対象 (税込 3,300)			3,000	30

【お知らせ】弊社の適格請求書発行事業者登録番号は、T1010001110829 となります。

お振込の場合は手数料と負担をお願い致します。手数料不要の口座引落もご用意しておりますので詳しくは上記連絡先へお問合せ下さい。

■サービス料金計算明細

<伝票No. 051001 >

・トナー込み契約です。

設置先名: 墨田区議会議員団

IMC3500

機番: 629087

今回検針内容

5月20日

前回検針内容

4月20日

ご使用カウンント

モノカラー総出力

62,841 枚

62,138 枚

703 枚

フルカラー総出力 ①

16,312 枚

16,274 枚

38 枚

フルカラーコピー (①-②)

4,012 枚

4,004 枚

8 枚

フルカラープリント ②

12,300 枚

12,270 枚

30 枚

パフォーマンスチャージ

単価/金額

カウント/月/率

内訳金額

基本料金

3,000円

1ヶ月

3,000円

消費税等

3,000円

10%

300円

合計(税込み)

3,300円

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	18		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	令和5年6月16日(金)				
項目 (〇を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	ヨドバシカメラ				
支出金額	10,630 円			減額前(按分前)金額	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 差込タップ×3、LANケーブル×1				
備考					
領収書添付					

ヨドバシカメラ

錦糸町店
電話番号03-3632-1010

領収書

日本共産党墨田区議会議員団
様



お問合せ先・番号
2312-1203-017821
2023年06月16日
14時20分

販売担当者

お買上明細
ヤザワ 4966307286904
H95015BK2 1点 1,790
ヨドバシカメラ 4589660131119
CAT7F-7BK 1点 3,980
ヨドバシカメラ 4589660134233
TLA-420RDW 1点 1,980
ヨドバシカメラ 4589660134219
TLA-350RDW 1点 2,880

合 計 10,630
(内消費税 966 含む)

10%対象 10,630
(10%内消費税 966 含む)

現金支払い額 10,630
(内消費税 966 含む)
お預かり額 10,630
つり銭 0

【引取り・出張修理専用ダイヤル】
0120-203044(受付時間9:30-20:00)

当商品の返品・交換等につきましては必ずこのレシートとお会計時のポイントカードをお持ち下さい。持参なき場合は対応出来かねます。

毎度ありがとうございます。
またの御来店お待ちしております。
インターネットショッピングは
<https://www.yodobashi.com>

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団	整理番号	
領収書番号	119	代表者 確認日	経理責任 者確認日
支出日	令和5年6月16日(金)		
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費		
支出目的	ヨドバシカメラ		
支出金額	3,180 円	減額前(按分前)金額	
支払先	領収書の通り		
支出内容	(品名等を具体的に) アンテナ		
備考			
領収書添付			

様



お問合せ先
2313-1305-988276
2023年06月16日
14時27分

販売担当者

お買上明細
日本アンテナ 4962736817641
NA46LL7B 1点 3,180

合計 3,180
(内消費税 289 含む)

10%対象 3,180
(10%内消費税 289 含む)

現金支払い額 3,180
(内消費税 289 含む)
お預かり額 3,180
つり銭 0

【引取り・出張修理専用ダイヤル】
0120-203044(受付時間9:30-20:00)

当商品の返品・交換等につきましては、必ずこのレシートとお会計時のポイントカードをお持ち下さい。持参なき場合は対応出来かねます。

毎度ありがとうございます。
またの御来店お待ちしております。
インターネットショッピングは
<https://www.yodobashi.com>

ヨドバシカメラ

錦糸町店
電話番号03-3632-1010
領収書

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	20		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	令和5年6月18日(日)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	ニトリ				
支出金額	599 円			減額前(按分前)金額	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に)				
	バスケット Nインボックス ハーフBK				
備考					
領収書添付					



各種お問い合わせはウェブサイトから
もご覧頂けます
電話受付時間10:00~20:00
0120-014-210 ニトリヘルプ
(携帯からは0570-064-210迄)
＜領収書＞

2023年06月18日(日)16:48
従業員:0049051セルフレジ

バスケット Nインボックス ハーフBK ¥599内
84222923

10%対象 1点 ¥599
(内税額 ¥54)

合計 ¥599
現金 ¥1,000
決済合計 ¥1,000
お釣り ¥401
後付けポイント 5P

本日入会の場合も付与できます
今回ポイント明細
通常ポイント 5P
(対象額 ¥545)

ニトリの返品交換サービス
返品交換は14日以内に限り
商品をご持参ください
(オダー品、開封後の衛生用品・
消耗品は返品対象外となります)

お客様の声をお聞かせ下さい
下記アンケート番号を
ご確認の上、インタ
ネットのアンケートに
ご協力をお願い致します



アンケート番号:868



店コード:00868

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	24	代表者 確認日		経理責任 者確認日	
支出日	令和 5 年 6 月 21 日 (水)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	(株)ジェイコム				
支出金額	21,214 円			減額前(按分前)金額	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に)				
	通信契約利用料 (2023/4~6月迄) 振込手数料含				
備考					
領収書添付					

MIZUHO
みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日
2023-6-21

振込・振替先の口座番号
3107708

お取引口座番号
0001-0050

お取引金額
270***20,944

お取引内容
電信振込

お取引後残高

利用手数料
1232***0-005000-20260646

お取引店番号
7301

お取引店名
0008275285

本所
預金保険法の定めで生年月日の登録
が必要で、お取引銀行まで。

三井住友銀行
本店営業部
か) エイコムウキョウ 様
三ホシキョウサントウスミダウキョウ 様

発信番号816210050000020

7301

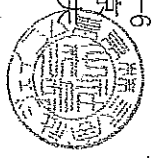
0008275285

画面にくみずほへからのお知らせがあります。

請求書

2023年6月10日

〒176-0002
東京都練馬区桜台1-1-6
株式会社ジェイコム東京
代表取締役 國分 孝夫



下記金額をご請求申し上げますのでご照合の上
お支払いいただきますようお願いいたします。

請求合計 ¥20,944

金額	備考
----	----

2023年6月10日

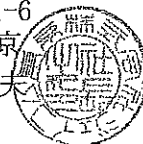
日本共産党墨田区議会議員団 御中

〒176-0002

東京都練馬区桜台1-1-6

株式会社ジェイコム東京

代表取締役 國分 孝夫



請 求 書

下記金額をご請求申し上げますのでご照合の上
お支払いくださいますようお願いいたします。

請求合計 ¥20,944

適 用	金 額	備 考
1台契約先 インターネット接続利用料 (2023年4月)	¥6,798 (税込)	
1台契約先 インターネット接続利用料 (2023年5月)	¥6,798 (税込)	
1台契約先 インターネット接続利用料 (2023年6月)	¥6,798 (税込)	
環境設定通知書発行手数料(2023年6月)	¥550 (税込)	
合 計	¥20,944 (税込)	

※うち取引にかかる消費税および地方消費税の額 2,454円

お 振 込 み 先

振 込 先	三井住友銀行 本店営業部 普通預金 3107708
振 込 期 限	カブシキガイシャ ジェイコムトウキョウ
振 込 年 月 日	年 月 日
お 問 合 先	東京都墨田区堤通1-19-9 リバーサイド隅田セントラルタワー8F
	株式会社 ジェイコム東京 すみだ・台東局
	TEL0120(999)000/FAX03(4213)1233

政務活動費実績報告書II

会派名			整理番号	3	
領収書番号	22		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	2023/6/23				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	事務所費				
支出金額	30,000円		減額前(按分前)金額	75,000円	
支払先	上野まゆ子				
支出内容 (品名等を具体的に)	とし事務所家賃				
備考					

領収書添付

ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでご確認ください。

お取引日 05-06-23 取扱店番 001 取引番号 510619
口座番号 1320000310538*****

お取引金額 75,000円
万 千 百 十 五 十 一 円

お引き出し 75,000円
お取引時刻 12:33 受付番号 0074

ご案内欄
振込手数料 ¥0 利用料 ¥0

東京東信用金庫
隅田支店
普通預金

依頼人 電話

トヨタクレジット

○裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

東京東信用金庫

ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでご確認ください。

お取引日 05-06-23 取扱店番 001 取引番号 510619
口座番号 1320000310538*****

お取引金額 75,000円
万 千 百 十 五 十 一 円

お引き出し 75,000円
お取引時刻 12:33 受付番号 0074

ご案内欄
振込手数料 ¥0 利用料 ¥0

東京東信用金庫
隅田支店
普通預金

依頼人 電話

トヨタクレジット

○裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

東京東信用金庫

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号	1	
領収書番号	23		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	2023/6/23(金) ~				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	事務所費				
支出金額	30,000 円			減額前(按分前)金額 90,000 円	
支払先	須賀荘 スガモトコ				
支出内容	(品名等を具体的に) 村本ひろや事務所 家賃				
備考					

領収書添付

ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでご確認ください。

お取引日 取扱店番 振替 取引番号
05-06-23 019 512321
口座番号
1320000110606*****
万円 五千円 二千円 千円 五百円 百円 五十円 十円 五円 一円

お取引金額
お引き出し ¥90,000
お取引時刻 受付番号
19:49*0013

ご案内欄
振込手数料 ¥550利用料 ¥0
朝日信用金庫
向島支店
普通預金
スガモトコ様
依頼人 電話
ムラモトヒロコ様
本日振込確約不可

○裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

東京東信用金庫

ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでご確認ください。

お取引日 取扱店番 振替 取引番号
05-06-23 019 512321
口座番号
1320000110606*****
万円 五千円 二千円 千円 五百円 百円 五十円 十円 五円 一円

お取引金額
お引き出し ¥90,000
お取引時刻 受付番号
19:49*0013

ご案内欄
振込手数料 ¥550利用料 ¥0
朝日信用金庫
向島支店
普通預金
スガモトコ様
依頼人 電話
ムラモトヒロコ様

本日振込確約不可

○裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

東京東信用金庫

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号	2	
領収書番号	24		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	2023/6/26(月)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	事務所費				
支出金額	30,000円			減額前(按分前)金額 100,000 円	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 山下事務所 家賃				
備考					

領収書添付

令和5年 6 月分	令和5年 5月24日 ¥103,000- 受取りました	領収印 	水道料 ¥3,000-含む
令和5年 ✓7 月分	令和5年 6月26日 ¥103,000- 受取りました	領収印 	水道料 ¥3,000-含む
年 月分	年 月 日 受取りました	領収印	
年 月分	年 月 日 受取りました	領収印	

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号	1	
領収書番号	25		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	2023/6/26(月) ~				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	通信費				
支出金額	3,760 円			減額前(按分前)金額 7,520 円	
支払先	KDDI株式会社				
支出内容	(品名等を具体的に) 村本ひろや携帯電話代				
備考					

領収書添付

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES		2023 年 6 月ご請求分(5 月利用分)	
村本 裕哉 様			
KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。 右記KDDI料金を 6 月 26 日ご指定の口座から 振替させていただきます。		ご請求コード CUSTOMER CODE 0537096957	
		領 収 金 額 AMOUNT RECEIVED 7,520 円	
		うち消費税等 TAX 683 円	
KDDI 株式会社 〒163-8003 東京都新宿区西新宿 1-1-1 KDDIビル		金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION *****	
		支 店 名 BRANCH *****	
		口 座 番 号 ACCOUNT NUMBER *****	

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議団		整理番号	3	
領収書番号	26		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	2023 2024/6/26(水) ~				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	備品				
支出金額	3,555 円			減額前(按分前)金額 14,268 円	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 携帯電話使用料				
備考					
領収書添付					

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES



KDDI株式会社

<資料番号>
T163-8003 東京都新宿区西新宿4丁目1番1号 KDDIビル T9011101031562

発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 7月 5日

J31-0031
東京都 墨田区

戸嶋 剛 様

お知らせ INFORMATION

- 通話サービスご契約のお客様へのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- インボイス（請求請求書）制度への対応について
2023年10月から開始するインボイス制度に伴い、2023年9月ご請求分よりインボイス制度に対応した「請求請求書」を発行します。消費税の表示などが変わります。一部料金お請求請求書の提供方法が異なります。詳細は以下URLよりご確認ください。
<http://kddi-l.jp/RAS>

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 7月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2023年 6月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 7月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	14,294円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	8034147060

お支払期日を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

サービス別ご利用料金

au 電話料金	7,136円
au 機器代金/各種オプション品	4,510円
auかんたんな決済利用料	2,648円

※うち消費税等 1.0%対象
(課税対象額は6,488円でした。)

648円

お問い合わせ先

◆ au au携帯電話から 157

一般電話から 0120-977-033

受付時間 9時～20時（年中無休・無料）

◆ povo WEBのサポートページをご確認ください

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 6月ご請求分

戸嶋 剛 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

右記KDDI料金を 6月 26日ご指定の口座から
振替させていただきました。KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿4丁目1番1号 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE 8034147060

領 収 金 額 AMOUNT RECEIVED 14,268円

うち消費税等 TAX 646円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION *****

支 店 名 BRANCH *****

口 座 番 号 ACCOUNT NUMBER *****

領収書貼付用

領取書添付

領 収 証		No. <u>131</u>
日本共産党墨田区議会議員団様		2023年 6月27日
★ 70,000.-		
但 委託費		
上記正に領収いたしました		
税抜金額	墨田区 	
消費税額等(%)	井手 静江 	
コクヨ ウケ78		

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号	2	
領収書番号	28	代表者 確認日		経理責任 者確認日	
支出日	2023/7/4(火)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	リコーリース(株)				
支出金額	10,230円			減額前(按分前)金額	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) カラー複合機リース料34回目				
備考					
領収書添付					

お取引内容	お支払金額(円)	お預り金額(円)	
23-6-27 [REDACTED]	[REDACTED]		[REDACTED]
23-7-4 リコーリース (カ)	10,230		[REDACTED]
23-7-6 [REDACTED]	[REDACTED]		[REDACTED]
23-7-6 [REDACTED]	[REDACTED]		[REDACTED]
23-7-6 [REDACTED]	[REDACTED]		[REDACTED]

<ご説明>
 ●他店券〇〇日：〇〇日で表示されている日の午後以降にお支払可能となる予定です。
 (ただし、お支払可能時刻は手形・小切手類によって異なります。詳細は、窓口にお問い合わせください。)



政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

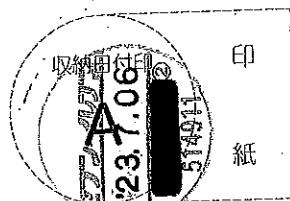
会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	29		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	2023/7/6(木)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	リコージャパン(株)				
支出金額	3,300円			減額前(按分前)金額	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) コピー機チャージ料金				
備考					

領収書添付

受取書(ご依頼人控え)

依頼日	年 月 日
金額	3,300 円
発行所	みずほ 麹町支店
受取人	リコージャパン(株)
ご依頼人	ニホンキョウサントウ
上記のとおり振込金 として受取りました。	手数料 円

銀行 支店

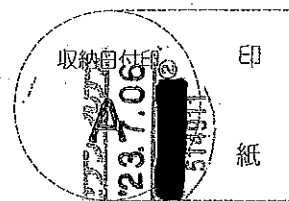


代行業社 リコーリース株式会社

受取書(ご依頼人控え)

依頼日	年 月 日
金額	3,300 円
発行所	みずほ 麹町支店
受取人	リコージャパン(株)
ご依頼人	ニホンキョウサントウ
上記のとおり振込金 として受取りました。	手数料 円

銀行 支店



代行業社 リコーリース株式会社

3.300円

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	□□□□ 30		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	2023/7/6(木)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 ⑤ 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	しんぶん赤旗				
支出金額	4,927円			減額前(按分前)金額	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 新聞代 6月分				
備考					

領収書添付

日本共産党墨田区議会議員
団様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930
日刊「しんぶん赤旗」	* 1	3,497
東京民報	1	500

*印は税率8%

日本共産党発行の
しんぶん 赤旗
領収書

4,927 円

2023 年 6 月分

上記の金額にしかにいただきました。
ありがとうございました。
「赤旗」墨田出張所
〒131-0045
東京都墨田区押上2-19-5
TEL 3624-0881

領収日 7/6 扱者

の
赤旗
又書

4,927 円

年 6 月分
にいただきました。
ました。
田出張所
〒131-0045
TEL 3624-0881

扱者

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団	整理番号	
領収書番号	7-31	代表者 確認日	
支出日	2023/7/6(木)		
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 ⑤ 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費		
支出目的	聖教新聞		
支出金額	1,877円 1,887円		減額前(按分前)金額
支払先	領収書の通り		
支出内容	(品名等を具体的に) 公明新聞 6月分		
備考			

領収書添付

新聞購読料 領収証 区議会共産党 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023 年 6 月分

領収日 7 月 6 日

領収金額 ￥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,887)

支出日	2023/7/6(木)		
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 6 広報広聴費	2 研修費 7 要請・陳情活動費	3 会議費 8 事務費
支出目的	聖教新聞		
支出金額	1,877円 1,887円		減額前(按分前)金額
支払先	領収書の通り		
支出内容	(品名等を具体的に) 公明新聞 6月分		
備考			

領収書添付

新聞購読料 領 収 証			
区議会共産党 様			
購読ありがとうございます。 下記金額を正に領収いたしました。			
2023 年 6 月分		領収日 7 月 6 日	
領収金額		¥1,887	
品 名	定価(税込)	部 数	金 額
その他購読料等 領 収 証			
品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887
※は軽減税率対象品目です。(10%対象 0) (8%対象 1,887)			
販売店 長谷川 貴重 住 所 墨田区本所3-4-4 TEL 03-3621-5858 FAX 03-3621-5884			
お申込No. 13417-14216(401)			



政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	32		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	2023/7/18(火)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 ⑤ 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	(株)都政新報社				
支出金額	11,080円			減額前(按分前)金額	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 新聞代 6月分				
備考					

領収書添付

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認ください。必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

取引日 2023-7-18 2302264

0001-0050 198***

入金手数料 取引金額 10,860

電信振込 *****

1308***0-005000-10285704

現金保険金のため生年月日の登録
が必要で、お取引銀行にて

みずほ銀行
新田新報社支店
カードセゾンカード株式会社
三井住友カード株式会社様

発行番号 817480050000050

1267 0010758580

画面に入力した内容からのお知らせがあります。

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	33		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	2023/7/21(金)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 ⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	ホームページ料				
支出金額	16,720円			減額前(按分前)金額	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) ホームページ料+振込手数料				
備考					

領収書添付

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

取引日 2023-7-21 取引先口座番号 当座 0146860

振込手数料 0001-0050 198***

振込金額 **220***** 16,500

電信振込 *****

利用手数料 1600***0-005000-20262973

本所 現金保険法の定めで生年月日の登録が必要で、お取引銀行様へ

みずほ銀行
虎ノ門支店
かきカシ様

ホソキヨウサントウスミタ クキカシ様

発信番号 81721005000006F

0033 0010576846

画面に「みずほ」からのお知らせがあります。

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

取引日 2023-7-21 取引先口座番号 当座 0146860

振込手数料 0001-0050 198***

振込金額 **220***** 16,500

電信振込 *****

利用手数料 1600***0-005000-20262973

本所 現金保険法の定めで生年月日の登録が必要で、お取引銀行様へ

みずほ銀行
虎ノ門支店
かきカシ様

ホソキヨウサントウスミタ クキカシ様

発信番号 81721005000006F

0033 0010576846

画面に「みずほ」からのお知らせがあります。

請 求 書

2023 年 06 月 30 日

130-0001

東京都墨田区吾妻橋1-23-20

墨田区役所16階

日本共産党区議団控室

〒135-0053 東京都江東区辰巳2丁目8番21号



株式会社

きかんし

電話 03(5534)1131

日本共産党 墨田区議会議員団 様

《取引銀行》

みずほ銀行 虎ノ門支店 当座 No.146860 | 三菱UFJ銀行 虎ノ門中央支店
三井住友銀行 日比谷支店 当座 No.6200192 | 中・央・労・金 亀戸支店

下記の通り御請求申し上げます。

御請求金額		号	数	表	題	型	頁	部	数	紙	質	色刷区分	起票区分
16,500				ホーム	ページ更新	*	0		0	*		0X0	通
項	目	名	摘	要	金	額	項	目	名	摘	要		
ホーム	ページ	料			15000		<	発	送	代	>		
小	計	*			15000		*	発	送	代	小	計	*
* 消費税額 *		(非課税分を除く)			1500								

今回の御請求金額は

¥16

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	34	代表者 確認日		経理責任 者確認日	
支出日	2023/7/25(火)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 9 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	通信費				
支出金額	4,012円	3,758円	3,758円	減額前(按分前)金額	8,024円 7,517円
支払先	KDDI株式会社				
支出内容	(品名等を具体的に) au電話料金(携帯代)				
備考					

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES



KDDI株式会社

<登録番号>
〒163-8003 東京都新宿区西新宿6-10-1 KDDIビル TEL03-3349-1111

発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 8月 3日

131-0033
東京都 墨田区 向島 2丁目 2-0-5 フォーレ向島302号室
村本 裕哉 様

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、N.T.T.東・西日本に支払われるものです。
・電話リレーサービス料は、聴覚や言語に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- インボイス(適格請求書)制度への対応について
2023年10月から開始するインボイス制度に伴い、2023年9月ご請求分よりインボイス制度に対応した「適格請求書」を発行します。消費税の表示などが変わります。一部料金は適格請求書の提供方法が異なります。詳細は以下URLよりご確認ください。
<http://kddi-l.jp/RAS>

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日(金融機関営業日)までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 8月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2023年 7月
口座振替日 PAYMENT DATE	2023年 8月25日

サービス別ご利用料金

au電話料金	8,024円
※5%消費税等(1.0%対象 (課税対象額は7,295円でした。))	729円

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目9番1号 KDDIビル<登録番号>
T901101031652

発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 8月 3日

161-0033
東京都墨田区向島 2丁目 20-5 2F 向島302号室
村本 裕哉 様

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
- ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、N.T.T.東・西日本に支払われるものです。
- ・電話リレーサービス料は、聴覚や発音が障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- インボイス（適格請求書）制度への対応について
- 2023年10月から開始するインボイス制度に伴い、2023年9月ご請求分よりインボイス制度に対応した「適格請求書」を発行します。消費税の表示などが変わります。一部料金に消費税の提供方法が異なります。詳細は以下URLよりご確認ください。
<http://kddi-l.jp/RAS>

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 8月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2023年 7月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 8月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	8,024円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	0537096957

お支払期日を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。

サービス別ご利用料金

au電話料金 8,024円

※うち消費税等 10.9%対象 729円
(課税対象額は7,295円でした。)

「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻して算出しております。

お問い合わせ先

◆au au携帯電話から 157

一般電話から 0120-977-033

受付時間 9時～20時（年中無休・無料）

◆povo WEBのサポートページをご確認ください

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 7月ご請求分

村本 裕哉 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 7月 25日ご指定の口座から
振替させていただきました。KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目9番1号 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE 0537096957

領 収 金 額 AMOUNT RECEIVED 7,517円

うち消費税等 TAX 683円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION *****

支 店 名 BRANCH *****

口 座 番 号 ACCOUNT NUMBER *****

料金内訳書

〈凡例〉 U：税込料金、*：免稅料金等、#：旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

利本 裕哉 様

ご請求コード：0537096957 | 発行日：2023年 8月 3日 | 2頁

●au電話料金

●合計

8,024円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
7月ご利用内訳	8,024		お客様コード 25140221
▼プラン利用料	6,430		ご利用月数は2023年 8月～19年 0ヶ月目です。
データMAX 4G LTE+通話定額2		2,950	基本使用料と通話定額2（1800円）の合算額です。
データMAX 4G LTE（データ）		6,200	
LTE NET		300	
家族割プラス/auスマートバリュー		-3,020	カウント対象回線数 4台
▼オプション使用料	380		
故障紛失サポート		380	
▼通話料/データMAX 4G+通話定額2	192		
通話料		14,340	
SMS（Cメール）送信料		192	
通話定額2 割引額		-13,680	
家族間通話全額割引（家族割）		-660	
▼各種ダイヤルサービス通話料	290		0570ナビダイヤル、0180テレドームなどの通話料です。
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等（1.0%）	729		1.0%消費税の課税対象額 7,295円
データ利用量（データ容量消費あり）	5.72GB		
データ利用量（データ容量消費なし）	58.59GB		

・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号	2	
領収書番号	38		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	2023.7/25				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	事務所費				
支出金額	30,000円			減額前(按分前)金額 100,000 円	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 山下事務所 家賃				
備考					

領収書添付

令和5年 6月分	令和5年5月24日 ¥103,000- 受取りました	領収印 	水道料 ¥3,000-含む
令和5年 7月分	令和5年6月26日 ¥103,000- 受取りました	領収印 	水道料 ¥3,000-含む
令和5年 8月分	令和5年7月25日 ¥103,000 受取りました	領収印 	水道料 ¥3,000含む
年 月分	年 月 日 受取りました	領収印	

政務活動費実績報告書II

会派名			整理番号	3	
領収書番号	36		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	2023 / 7 / 25 ~				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	としま事務所家賃 事務所費				
支出金額	30,000円 -		減額前(按分前)金額 75,000円		
支払先	上野 まさ子				
支出内容 (品名等を具体的に)	としま事務所家賃				
備考					

領収書添付

ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでご確認ください。

お取扱い日	05-07-25	取扱店番	003	取引番号	411888
口座番号		1320000310538*****			
万円	五千円	二千円	千円	五百円	百円 五十円 十円 五円 一円

お引き出し 金額 ¥75,000

お取引時刻 受付番号 18:46*0011

ご案内欄
振込手数料 ¥0 利用料 ¥0

東京東信用金庫
隅田支店
普通預金

依頼人 電話

本日振込確約不可

〇裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

東京東信用金庫

ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでご確認ください。

お取扱い日	05-07-25	取扱店番	003	取引番号	411888
口座番号		1320000310538*****			
万円	五千円	二千円	千円	五百円	百円 五十円 十円 五円 一円

お取引金額 ¥75,000

お取引時刻 受付番号 18:46*0011

ご案内欄
振込手数料 ¥0 利用料 ¥0

東京東信用金庫
隅田支店
普通預金

依頼人 電話

本日振込確約不可

〇裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

東京東信用金庫

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号	1	
領収書番号	37		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	2023/7/25(火) ~				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 (8) 事務費 9 人件費				
支出目的	事務所費				
支出金額	30,000 円			減額前(按分前)金額 90,000 円	
支払先	須賀荘 須賀素子				
支出内容	(品名等を具体的に) 村本事務所家賃				
備考					

領収書添付

ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでお確かめください。

お取引日 05-07-25 取扱店番 019 取引番号 511-978

口座番号 1320000110606*****

お取引時刻 09:18 受付番号 0007

お引き出し ¥90,000

振込手数料 ¥550 利用料 ¥0

朝日信用金庫 向島支店

普通預金

依頼人 電話

ムラモト ヒロイ

東京東信用金庫

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。

ご利用明細は、下記のとおりでございますのでお確かめください。

お取引日 05-07-25 取扱店番 019 取引番号 511-978

口座番号 1320000110606*****

お取引時刻 09:18 受付番号 0007

お引き出し ¥90,000

振込手数料 ¥550 利用料 ¥0

朝日信用金庫 向島支店

普通預金

依頼人 電話

ムラモト ヒロイ

東京東信用金庫

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議団		整理番号	3	
領収書番号	38	代表者 確認日		経理責任 者確認日	
支出日	2023 2024/7/25(木) ~				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	備品				
支出金額	5,823 円			減額前(按分前)金額 14,294 円	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 携帯電話使用料				
備考					
領収書添付					

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES



KDDI 株式会社

〒163-8003 東京都新宿区西新宿4丁目1番1号 KDDIビル

KDDIビル

発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 8月 3日

131-0031

東京都 墨田区

戸嶋 剛 様

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- インボイス（適格請求書）制度への対応について
2023年10月から開始するインボイス制度に伴い、2023年9月ご請求分よりインボイス制度に対応した「適格請求書」を発行します。消費税の表示などが変わります。一部料金は適格請求書の提供方法が異なります。詳細は以下URLよりご確認ください。
<http://kddi-l.jp/RAS>

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 8月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2023年 7月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 8月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	13,954円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	8034147060

お支払期日を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。

サービス別ご利用料金

au 電話料金	7,115.6円
auかんたん決済利用料	6,798円
※うち消費税等 10%対象 （課税対象額は6,750.6円でした。）	650円

「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻して算出してあります。

お問い合わせ先

◆ au au携帯電話から 157

一般電話から 0120-977-033

受付時間 9時～20時（年中無休・無料）

◆ povo WEBのサポートページをご確認ください

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 7月ご請求分

戸嶋 剛 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

右記KDDI料金を 7月25日ご指定の口座から振替させていただきました。

KDDI 株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿4丁目1番1号 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	8034147060
領収金額 AMOUNT RECEIVED	14,294円
うち消費税等 TAX	648円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	39		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	2023.7/28				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 ⑤ 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	しんぶん赤旗				
支出金額	4,927円			減額前(按分前)金額	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 新聞代7月分				
備考					

領収書添付

日本共産党墨田区議会議員 団様			日本共産党発行の しんぶん赤旗 領収書	
新聞・雑誌名	部数	金額	4,927 円	
「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930	2023 年 7 月分	
日刊「しんぶん赤旗」	* 1	3,497	上記の金額にいただきました。 ありがとうございました。	
東京民報	1	500	「赤旗」墨田出張所 〒131-0045 東京都墨田区押上2-19-5 TEL 3624-0881	
*印は税率8%			領収日	7/28 扱者
			日本共産党発行の しんぶん赤旗 領収書 4,927 円 2023 年 7 月分 いただきました。 ありがとうございました。 「赤旗」墨田出張所 〒131-0045 東京都墨田区押上2-19-5 TEL 3624-0881 領収日 7/28 扱者	

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名			整理番号		
領収書番号	40	代表者 確認日		経理責任 者確認日	
支出日	2023/8/1(火) ~				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 ② 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	領収書のとおり				
支出金額	103,100 円		減額前(按分前)金額 135,600 円		
支払先	原水爆禁止墨田協議会				
支出内容	(品名等を具体的に) 2023年世界大会参加費				
備考					

領収書添付

領 収 証

日本共産党墨田区議団 様 No.

★ 135,600

内 訳 2023年世界大会参加費262

取入金 2023年8月1日 上記正に領収されました

消費税額等(%)

原水爆禁止墨田協議会

研 修 費 ・ 会 議 費 実 績 報 告 書

(どちらかに○をつけること)

件 名	原水爆禁止2023年世界大会		
開催日時	2023年8月7日～8月9日		
開催場所	長崎県長崎市民ホール		
主 催 者	原水爆禁止世界大会実行委員会		
会議、研修会等への参加目的	「被害者と共に、核兵器のない平和で公正な世界を目指し」勉強を目的とするため。		
会議、研修会等の内容	大軍拡と平和・くらし		
会議、研修会等の効果	ウクライナでの戦争と核威嚇など核兵器しよの現実が高まる重大な情勢に直面している。世界で唯一、原爆が投下された国として平和を訴えていく活動をしていく。		
参加者数			
会費の有無 (内訳)	☒ 有	(@ 135,600 円× 1名)	☐ 無
通 知 文 (案内状等) の 有 無	☐ 有	☒ 無	※有の場合、証拠書類として添付(写しでも可)
そ の 他			

※ 会派が行うものについては、主催者の項目の記載は不要とする。

※ 関係する資料や報告書等の成果物を提出するものとする。

原水爆禁止2023年世界大会

パンフレットで学び、参加をひろげよう！

学習パンフレット ココを Check !

- ☐ 核兵器をめぐる最新の内外情勢、報道ではわからない情報がたつぷり
- ☐ 今年の世界大会のポイントをわかりやすく解説
- ☐ 被爆78年、いま被爆者が伝えたいメッセージとは？

核兵器のない
平和で公正な
世界を

原水爆禁止
2023年世界大会

2023年世界大会学習パンフレット

独自の視点で
作成した図表



大手メディアが
報道しない
これまでの国際的
「流れ」を踏まえた
批判的コラム

2023年世界大会記念ピンバッジ(原寸大)

核兵器廃絶＝「NO NUKES」と平和＝「PEACE」。米国の「インド-太平洋戦略」ではなく、核兵器使用の危険すら高まるヨーロッパも含めて、「ともに手をつなぎ、核兵器のない平和で公正な世界」を実現しよう！という意味をこめました。



原水爆禁止世界大会

〒113-8464 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター6階
Tel: 03-5842-6035 / Fax: 03-5842-6033



原水爆禁止 2023年 世界大会

被爆地から、市民社会の「真の声」を世界に

原水爆禁止2023年世界大会開催も目前！

今年も多彩な海外代表とゲストスピーカーが参加し、ココでしか聞けない世界大会ならではの貴重な経験や情報がもりだくさんです。人間の尊厳を踏みにじる核兵器の非人道性、被爆者の声、被爆の実相を世界に届け、「核兵器のない世界」を求める世論と運動をひろげ、私たち市民社会と諸国政府の共同を大きく発展させます。被爆地から市民社会の「真の声」を発信する大会です。世界大会参加を大きくよびかけ、ひろげましょう！

多彩な顔ぶれ 海外代表 (敬称略)



アレクサンダー・クメント
オーストリア
外務省
軍備軍縮局長



ジョゼフ・ガーソン
平和・軍縮・
非通安全保障
キャンペーン議長



オレグ・ボドロフ
フィンランド海
岸公共新議会
元事務局長



ライナー・グラウ
国際平和ビュロー
元事務局長



イ・ジュンギョ
韓神大学
統一平和政策
研究所等任研究員



コラソン・ファアフロ
非核
フィリピン連合
事務局長

国連、禁止条約推進国、非同盟運動国
からも代表招請中。
核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)、
国際平和ビュロー(IPB)などの国際
・地域団体、核保有国や「核の傘」の国、
NATOで平和運動をすすめる団体代表や
個人も参加します。

アジア・太平洋

オーストラリア、フィリピン、マレーシア諸島(核被害者)、
グアム、韓国原爆被害者協会、ベトナム、インド

ヨーロッパ

フランス、イギリス、ウクライナ、フィンランド
南北アメリカ

ヨーロッパ・アフリカ・アジア・太平洋

核兵器のない平和で公正な世界へ 被爆地から核兵器廃絶をいま！



テーマ

被爆者とともに、核兵器のない平和で公正な世界を
—— 人類と地球の未来のために

国際会議

8/4 (金) 5 (土)
14:00~18:00 9:30~17:30

会場:
広島 JAビル
10階講堂
リアル参加を中心に
オンライン 配信あり



国際会議は、国内外の反核平和運動
リーダーが一堂に会し、「核兵器のない
世界」の実現へ熱い議論を交わす場です。
今年の大会では、核兵器の非人道性と被爆の実相を伝えると取り組み、核兵器
国と「核の傘」の国で運動をどうすすめるのか、市民社会の連帯と行動など
が議題となります。核兵器をめぐる最先端の情報に触れるチャンスです！

世界大会・広島

8/6 (日)
13:00~15:30

ヒロシマデー
とうろう流し
19:30~20:30 (予定)

会場:
広島県立総合体育館
グリーンアリーナ

国際機関、各国政府代表や、広島市長、国内ガス
トのスピーチ、充実した文化企画などとともに、キャ
ンペーン「被爆78年 被ばく者の声を世界に」の
報告もおこなわれます。被爆地広島から世界に核兵
器廃絶を強くアピールする文書を選択します。

世界大会・長崎

8/7 (月)
15:00~17:30

ナガサキデー集会
/開会総会
(木)
10:30~13:00

政府代表、長崎市長をはじめ、多
くの来賓とガストスピーカーによる
あいさつ。草の根の交流と、原水爆
禁止国民平和大行進、国際青年リレ
行進者がつどいます。

2023年世界大会のフィナーレを
飾る集会。海外の発言や被爆国日本
の核兵器廃絶への決意、「平和の波」
終結宣言、被爆地長崎からのアピー
ル文書も選択します。

会場: 市民会館体育館
&文化ホール

リアル参加を中心に
オンライン 配信あり



8/8 どこに 参加しようかな？



核兵器のない世界を(フォーラム)

① 核保有国と「核の傘」の国の代表とともに、いかにし
て自国を核兵器禁止条約に参加させるか、いかに核兵器
廃絶を実現するかについて禁止条約第2回締約国会議に
むけて討論します。

非核平和のアジアと日本

② 台湾海峡問題をめぐる米中対立、NATOや日米同盟の
拡大強化や大軍拡、朝鮮半島をめぐる軍事対立の激化など、
日本の平和を脅かす戦争準備の危険な動きがあるもとで、
非核平和のアジアと日本を実現するためにいま何が求めら
れているか、沖縄県民のたがいに学び討論します。

核兵器禁止条約への日本の参加をめざす運動

③ 岸田政権は、G7広島サミットで、核兵器廃絶を究極目
標に先送りし核抑止力強化を発言しました。被爆地を政治
利用した覇権国としての責任は重大です。核兵器禁止条約
への参加を求め、平和行進、条約参加署名、自治体意見書
など、草の根の行動を交流し、発展させます。

被爆の実相を世界に—被爆者援護・連帯

④ これまでの被爆者の運動、願い、それに背を向けてき
た日本政府。「被ばく者の声を世界に」発信し、核兵器廃
絶を訴えるためにも、被爆の実相と運動の成果を共有
交流します。

大軍拡と平和・くらし

⑤ 岸田政権は米国の核戦略と一体となり、戦争への準備
を推し進めています。今、日本は「戦争か平和」かの歴史
的岐路に立っています。大軍拡、大増税、社会保障の切り
捨てを計せず、「平和・いのち・くらし」が最優先の政治
への転換を目指し、全国のとてつくりを交流します。

【関連行事】

- ・映像のひろば
- ・科学者集会
- ・核兵器なくそう 女性のとてつくり 2023
- ・第50回高校生平和集会
- ・教職員平和のつどい
- ・自治体労働者平和のつどい
- ・国公労働者平和のつどい
- ・いのちをえらびとる断食のつどい (広島)

分科会 9:30 ~15:30

動く分科会

※ 詳細については、決まり次第チラシ等でお知らせします。

青年のひろば

⑥ 私たち青年は被爆者の話を聞ける最後の世代です。
戦争への不安が突然とおおられる中で、未来を生きてき
年として平和のため、核兵器廃絶のために何ができるのか
を考えます。被爆者の話を聞き、青年同士で交流します。

原発ゼロめざして

⑦ 震災後、エネルギー政策の大転換となる「GX脱炭素電
源法」。人類と環境の生存のためにエネルギー政策を見直し、
現状と課題について深め、これからのたたかいに生かす分
科会です。

平和の危機と気候危機

⑧ 緊急の課題である気候危機。戦争と核兵器は地球環境を
大きく破壊します。沖縄の新基地建設、被災したマーシャ
ルの現状など、戦争・核兵器と気候危機の関係を知り、そ
れぞれに立ち向かう運動の交流と発展をはかります。

学びと交流のひろば

⑨ <親子対象 おとも参加できます>
子どももおともいっしょに、78年前に日本に起きた
こと、原爆のこと、被害のこと、放射能のことを被爆者の
方や専門の医師といっしょに、なぜ？なに？クイズ、役に
なつてあの日のなをを読みあうなど、頭と体と心をつかっ
て学びませんか？

うごく分科会

⑩ 被爆遺構めぐり (夕方から)

うごく分科会

⑪ せせ保基地行動

- ※ 他の分科会と開催時間が異なります。
- ※ 別途参加費が必要です。
- ※ 詳細は、別途参加案内でお知らせします。

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号	2	
領収書番号	347		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	2023/8/4(金)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	リコーリース(株)				
支出金額	10,230円			減額前(按分前)金額	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) カラー複合機リース料35回目				
備考					

領収書添付

23--8--4リコーリース (カ
23--8-18
23--8-18
23--8-18
23--8-18

10,230

＜ご説明＞
●他店券〇〇日：〇〇日で表示されている日の午後以降にお支払可能となる予定です。
(ただし、お支払可能時刻は手形・小切手類によって異なります。詳細は、窓口にお問い合わせください。)



政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	42	代表者 確認日		経理責任 者確認日	
支出日	2023年5月16日 ~ 2023年8月16日				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	通信費				
支出金額	31,214円			減額前(按分前)金額 82,680円	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 携帯電話使用料				
備考	Wi-fi代 差引き				

領収書添付

日付	内容	案文対象金額	支出額
2023,5,16	4月分	35,064 35,604	15,271
2023,6,16	5月分	15,611	5,274
2023,7,18	6月分	15,874	5,405
2023,8,16	7月分	15,591	5,264
	合計	82,680	31,214

発行日 2023年 9月 4日



ソフトバンク株式会社

〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号

領収書

ご請求先番号: 9885514549

Billing number

山下 ひろみ 様

日頃はソフトバンクをご利用いただき誠にありがとうございます。
下記の電話料金等をご指定の口座から振替えさせていただきました。

Thank you very much for using SOFTBANK service.

The amounts has been transferred from your account to SOFTBANK on the date below.

ご請求年月 (Month of Issue)	領収金額 (Payment Received)	(円) 千 百 十 十 十 (Unit: 10,000 Yen)	領収日 (Date for Receipt or Payment)	金融機関名 (Financial Institution)	支店 (Branch)
2023年 4月分	35,604	777	2023年 5月16日	三菱UFJ銀行	千駄木
合計	35,604	777			

領収情報照会は電子文書です。印刷した領収書が経費精算・経理処理等にお使いいただけるかどうかは、事前にお客様ご自身でご確認ください。

Summary of your charges ご利用料金内訳明細書

請求先名 : 山下 博美 様

発行日 2023年 5月 1日
ソフトバンク株式会社 (ソフトバンク)
登録番号:T9010401052465

請求先番号: 9885514549

Billing number

請求月 : 2023年4月分

Month of Issue

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額(円)	税区分
	利用料 SoftBank光/SoftBankAir (10%課税対象分)	5,062	内 税
	※ * ご契約期間 6年 3ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン (音声)	980	10%
	通話料 基本プラン (音声)	42,320	10%
	通話料 基本プラン (音声) (10.0%)	60	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分 (SMS)	-15	10%
	割引 おうち割 光セット	-1,000	10%
	割引 新みんな家族割	-600	10%
	通信料 データ通信@0円 47925Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 (4G+LTE) @0円 8415468Pkt [1.01GB]	0	10%
	通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)	21	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	10%
	月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services	890	10%
	情報料 ソフトバンク・ワイモバイルまとめて支払い (Apple等) ご利用分	130	内 税
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	合計	34,827	
	内課税対象額 計	7,775	
	消費税等 計	777	
	(税込金額 計 10%)	13,614	
	(課税対象外 計)	21,990	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/>
※更新月等の各種ご契約内容についてはMy・SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

発行日 2023年 9月 4日

 SoftBank

ソフトバンク株式会社

〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号

領収書

ご請求先番号: 9885514549

Billing number

山下 ひろみ 様

日頃はソフトバンクをご利用いただき誠にありがとうございます。

下記の電話料金等をご指定の口座から振替えさせていただきました。

Thank you very much for using SOFTBANK service.

The amounts has been transferred from your account to SOFTBANK on the date below.

請求年月 (Month of Issue)	領収金額 (Payment Received)	(内消費税等)	領収日 (Date for Receipt of Payment)	金融機関名 (Financial Institution)	支店 (Branch)
2023年 5月分	15,611	778	2023年 6月16日	三菱UFJ銀行	千駄木
合計	15,611	778			

領収情報照会は電子文書です。印刷した領収書が経費精算・経理処理等にお使いいただけるかどうかは、事前にお客様ご自身でご確認ください。

Summary of your charges ご利用料金内訳明細書

請求先名 : 山下 博美 様

発行日 2023年 6月 1日
ソフトバンク株式会社 (ソフトバンク)
登録番号:T9010401052465

請求先番号: 9885514549

Billing number

請求月 : 2023年5月分

Month of Issue

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
	利用料 SoftBank光/SoftBankAir (10%課税対象分)	5,063	内 税
	小計	5,063	
	* * ご契約期間 6年 4ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン (音声) 4月20日現在: 5月20日現在:	980	10%
	通話料 基本プラン (音声)	22,500	10%
	月額料 定額オプション+	1,300	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	-22,500	10%
	月額料 定額オプション+ 無料通話分 (SMS)	16	10%
	定額料 データプランメリハリ無制限 (データシェアプラス用)	5,600	10%
	割引 3GB以下割引	-1,000	10%
	割引 3GB以下割引	-1,500	10%
	通信料 S!メール (MMS) @0円 44Pkt	600	10%
	通信料 S!メール @0円 120,811Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 (4G LTE/5G) @0円 7028343Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 (4G LTE/5G) @0円 7028343Pkt	0	10%
	通信料 メール (SMS)	6	10%
	通信料 メール (SMS) (iMessage/Line)	24	10%
	月額料 ナンバーブロック	100	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (Wi-Fi)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (Wi-Fi) (iMessage/Line)	890	10%
	月額料 iPhoneセキュリティバック	500	10%
	情報料 ソフトバンクWi-Fiスポット (Wi-Fi) (iMessage/Line)	130	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	小計	6,927	
	合計	21,833	
	内課税対象額 10%	7,780	
	内課税対象額 合計	7,780	
	消費税等 10%	778	
	消費税等 合計	778	
	ご請求金額	15,611	
	(税込金額 合計 10%)	13,621	
	(課税対象外 計)	1,990	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/>

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。

※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

発行日 2023年 9月 4日

 SoftBank

ソフトバンク株式会社

〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号

領収書

ご請求先番号: 9885514549

Billing number

山下 ひろみ 様

日頃はソフトバンクをご利用いただき誠にありがとうございます。
下記の電話料金等をご指定の口座から振替えさせていただきました。

Thank you very much for using SOFTBANK service.

The amounts has been transferred from your account to SOFTBANK on the date below.

請求年月 (Month of Issue)	領収金額 (Payment Received)	(内消費税等)	領収日 (Date of Receipt of Payment)	金融機関名 (Financial Institution)	支店 (Branch)
2023年 6月分	15,874	778	2023年 7月18日	三菱UFJ銀行	千駄木
合計	15,874	778			

領収情報照会は電子文書です。印刷した領収書が経費精算・経理処理等にお使いいただけるかどうかは、事前にお客様ご自身でご確認ください。

Summary of your charges ご利用料金内訳明細書

請求先名 : 山下 博美 様

発行日 2023年 7月 1日
ソフトバンク株式会社 (ソフトバンク)
登録番号:T9010401052465

請求先番号: 9885514549

Billing number

請求月 : 2023年6月分(2023年5月21日~2023年6月20日ご利用分)
Month of Issue

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額(円)	税区分
	利用料 SoftBank光/SoftBankAir (10%課税対象分)	5,063	内 税
	※ * ご契約期間 6年 5ヶ月 * *	5,063	
	基本料 基本プラン (音声)	980	10%
	通話料 基本プラン (音声)	23,860	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分 (SMS)	-9	10%
	割引 おうち割 光セット	-1,000	10%
	割引 3GB以内割引	-1,500	10%
	割引 新みんな家族割	-600	10%
	通信料 データ通信@0円 8563Pkt	0	10%
	通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)	27	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	10%
	月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services	890	10%
	情報料 ソフトバンク・ワイモバイルまとめて支払い (Apple等) ご利用分	390	内 税
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	合計	15,096	
	内課税対象額 10%	7,783	
	内課税対象額 計	7,783	
	消費税等 計	778	
	請求金額	15,874	
	(税込金額 計 10%)	13,624	
	(課税対象外金額)	2,250	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/>
※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

発行日 2023年 9月 4日

 SoftBank

ソフトバンク株式会社

〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号

領収書

ご請求先番号: 9885514549

Billing number

山下 ひろみ 様

日頃はソフトバンクをご利用いただき誠にありがとうございます。

下記の電話料金等をご指定の口座から振替えさせていただきました。

Thank you very much for using SOFTBANK service.

The amounts has been transferred from your account to SOFTBANK on the date below.

請求年月 (Month of Issue)	領収金額 (Payment Received)	(内消費税等)	領収日 (Date for Receipt of Payment)	金融機関名 (Financial Institution)	支店 (Branch)
2023年 7月分	15,591	776	2023年 8月16日	三菱UFJ銀行	千駄木
合計	15,591	776			

領収情報照会は電子文書です。印刷した領収書が経費精算・経理処理等にお使いいただけるかどうかは、事前にお客様ご自身でご確認ください。

Summary of your charges ご利用料金内訳明細書

請求先名 : 山下 博美 様

発行日 2023年 8月 1日
ソフトバンク株式会社 (ソフトバンク)
登録番号:T9010401052465

請求先番号: 9885514549

Billing number

請求月 : 2023年7月分(2023年6月21日~2023年7月20日ご利用分)
Month of Issue

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額(円)	税区分
	利用料 SoftBank光/SoftBank Air (10%課税対象分)	5,063	内 税
	計	5,063	
	* * ご契約期間 6年 6ヶ月 * *		
	基本料 基本料金(GP) 6月21日~7月20日	930	10%
	通話料 基本プラン (音声)	21,800	10%
	通話料 家族利用料(20日間×100%)	120	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	定額オプション+基本通話分	21,680	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分 (SMS)	-3	10%
	定額料 ケーブルモデム利用料無制限(光ケーブルモデム用)	5,600	10%
	割引 おうち割 光セット	-1,000	10%
	割引 3GB以下割引	1,500	10%
	割引 新みんな家族割	-600	10%
	通信料 S-LINE (VMS) @0円 2.67Pkt	0	10%
	通信料 データ通信@0円 769Pkt	0	10%
	通信料 データ通信@0円 (LVE/5G) @0円 3,760.653Pkt	0	10%
	(通信量合計 8761689Pkt [1.05GB])		
	通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)	3	10%
	通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)	6	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円)	467	10%
	月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services	890	10%
	月額料 AppleCareサービスキーリフレッシュ	500	10%
	情報料 ソフトバンク・ワイモバイルまとめて支払い (Apple等) ご利用分	130	対象外
	その他 カルカカサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	計	6,909	
	小計	14,815	
	課税対象額	7,762	
	課税対象10%	7,762	
	消費税等計	776	
	消費税等10%	776	
	課税対象外計	7,053	
	ご請求金額	15,591	
	課税対象額 (税込合計 10%)	13,601	
	(課税対象外 計)	1,990	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/>

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。

※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号		
領収書番号	43	代表者 確認日		経理責任 者確認日	
支出日	2023/8/18(金)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 ⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	ホームページ料				
支出金額	16,720円			減額前(按分前)金額	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) ホームページ料+振込手数料				
備考					

領収書添付

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日 2023-8-18 振込先の口座番号 当座 146860

0001-0050 198****

振込手数料 お取引金額 振込金額

220**16,500

お取引の旨 振込先名義人

電信振込 *****

1542***0-005000-10288136

本所

預金保険法の定めて生年月日の登録が必要なお取引銀行まで

みずほ銀行
虎ノ門支店
カギカン 様

ミホンキヨウサントウスマタ「カギ」カン様

発信番号 818180050000004N

3800 0009866672

画面に入力した内容からのお振込となります。

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日 2023-8-18 振込先の口座番号 当座 146860

0001-0050 198****

振込手数料 お取引金額 振込金額

220**16,500

お取引の旨 振込先名義人

電信振込 *****

1542***0-005000-10288136

本所

預金保険法の定めて生年月日の登録が必要なお取引銀行まで

みずほ銀行
虎ノ門支店
カギカン 様

ミホンキヨウサントウスマタ「カギ」カン様

発信番号 818180050000004N

3800 0009866672

画面に入力した内容からのお振込となります。

今回の御請求金額は ￥16,5

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号	2	
領収書番号	44		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	2023.8/24				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	事務所費				
支出金額	30,000円			減額前(按分前)金額 100,000円	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 山下事務所 家賃				
備考					

領収書添付

令和5年 6月分	令和5年5月24日 ¥103,000- 受取りました	領収印	水道料 ¥3,000-含む
令和5年 7月分	令和5年6月26日 ¥103,000- 受取りました	領収印	水道料 ¥3,000-含む
令和5年 8月分	令和5年7月25日 ¥103,000- 受取りました	領収印	水道料 ¥3,000含む
令和5年 V9月分	令和5年8月24日 ¥103,000- 受取りました	領収印	水道料 ¥3,000含む